

自治基本条例学習会

報 告 書



平成25年2月

よしかわNPO連絡会

目 次

・はじめに・・・・・・・・・・ 2 p

第1回 (H24. 2. 18)

「吉川市における公・私部門の組織・活動の状況を4つの視点で整理する」
・学習会報告書・・・・・・・・・・ 3 p



第2回 (H24. 3. 17)

「吉川市に内在している諸課題を5つのデータから整理する」
・学習会報告書・・・・ 6 p
・当日資料・・・・ 12 p

第3回 (H24. 4. 21)

「吉川市の社会を構成している
多様なセクターの長所と短所を分
析する」
・学習会報告書・・・・ 19 p

第4回 (H24. 5. 19)

「自治・分権と参加・協働について
理解を深める」
・学習会報告書・・ 21 p
・当日資料・・・・ 24 p

第5回 (H24. 6. 16)

「自治基本条例の切り口を学ぶ」
・学習会報告書・・・・ 25 p
・当日資料・・・・ 27 p

第6回 (H24. 7. 21)

「吉川市における自治基本条例を
検討するいくつかのヒントを学ぶ」
・学習会報告書・・・・ 37 p
・当日資料・・・・ 38 p

第7回 (H24. 8. 18)

「吉川市において自治基本条例を作るに当たっての検討課題とは何か」
・学習会報告書・・・・・・・・・・ 59 p
・当日資料・・・・・・・・・・ 63 p



第8回 (H24. 12. 23)

「日高昭夫先生をお迎えして」 ・学習会報告書・・・・ 65 p

NPOフォーラム『第6回よしかわ市民広場』

《協働社会》が目指す新しい「自治」のかたち～自治基本条例を学習して～

・基調講演・・・・ 67 p ・資料・・・・ 73 p ・アンケート結果・・・・ 75 p

はじめに

私たち、「よしかわNPO連絡会」は、吉川市内のNPOやボランティア団体などの市民活動団体が、情報交換や学習を目的として、平成18年9月に結成された集まりです。

これまで、協働指針策定の提言書、中間支援組織設立に向けての活動、行政と協働で「NPO講座」や「NPOフォーラムよしかわ市民広場」の企画、開催などを行ってきました。

これまでの学習の中で、市民参加や協働を勉強していく中で「自治基本条例」という言葉は何度も出てきました。私たちが最終的に目指す「市民自治」を考えたとき、避けて通れない課題だと感じていたからです。

また、この間、平成21年に近隣の越谷市、三郷市、22年に春日部市、23年に八潮市が条例を策定、平成16年の草加市も含め、近隣自治体が次々と条例を制定しました。

ただ、吉川市には平成17年に策定された「市民参画条例」に市民が市政に参画する手続が規定されており、「自治基本条例」は必要ないのでは、という意見も一方ではありました。

そんな中、平成23年2月に吉川市長選挙があり、戸張市長が再選をされましたが、その公約の中に「自治基本条例の制定」があったのです。

「市が自治基本条例の制定をはじめると」という中で、私たち市民が「自治基本条例」とはどのようなものなのか、ということを理解していなかった場合、制定に向けての市の取り組みの中でたとえば審議会への参加、パブリックコメントなど、市民に意見聴取の機会が与えられても、市民にとって有益な意見を述べるすることができない、条例案を示されてもそれを読み解くことができない、という心配がありました。

そこで、私たちは「自治基本条例とは何か。」「市民参画条例との違いは?」などについて、山梨学院大学教授 日高昭夫先生の「地域のメタ・ガバナンスと基礎的自治体の使命」-自治基本条例・まちづくり基本条例の読み方-（イマジン出版）を教科書に約1年、学習を重ねてきました。8回目の学習会には日高先生にもおいでいただき、私たちの疑問をぶつけました。この報告書はその8回にわたる学習の内容をまとめたものです。

ここ最近、自治基本条例制定に反対する動きがあることもわかってきました。本当に今、吉川市に必要なのかどうかの答えは、私たちの中でも意見集約できてはいませんが、何のために必要なのか、それによりどうまちが変わっていくのかはおぼろげながら分かってきた気がします。

ぜひ、この報告書をご覧いただき、吉川市が条例制定に向かった時、「^{よそ}他市がつくるからつくる」「どこかの条例の焼き直し」ではない、「吉川市だけの条例」となっていくよう、市民も行政職員も、そして議員の皆様にも、一緒に考えていただけたら幸いです。

よしかわNPO連絡会一同

第 1 回自治基本条例学習会

日 時	平成 24 年 2 月 18 日（土）10:30~12:00
担当者	辻田、中山（宏）
テーマ	「吉川市における公・私部門の組織・活動の状況を 4 つの視点で整理する。」
内 容	<p>吉川市で活動する団体・組織を下記の 4 つの視点で整理することによって吉川のこれからの舵取りに必要な知見を引き出すことができる。</p> <p>①社会的「市場」（ボランティア部門）：例 NPO、ボランティア、CB、家族 ②競争的市場：例 完全市場、規制緩和、社会サービス事業者、指定管理 ③伝統的日市場：例 地域コミュニティ、地域自治会、公団、公社 ④組織的市場：例 営利企業、公益企業、第三セクター、PFI</p> <p>吉川市で活動する団体・組織を上記の 4 象限で整理を行った。</p>
感 想	<ol style="list-style-type: none"> 1. 吉川ではまだ新しい公共を担うべき組織が育っていない。 現時点ではお題目だけ出来ても受け皿がない。 2. 吉川市民の問題や課題に対する自己解決能力が不足している。 3. 吉川市に内在している課題に対する解決する仕組みがない。 4. 吉川市民のボランティア精神の未成熟な実態
使用データ	別紙「吉川市で活動する団体・組織」一覧

学習会記録

吉川市で活動する団体・組織を4証言で整理を行った。
整理した結果から下記の意見が出された。

- ・競争的市場、組織的市場の活動が少ない。今後、この分野を増やしていくことが必要。
- ・今後の参考となる貴重なマッピングができた。明らかに競争的市場、組織的市場の活動が不足している。多くのコミュニティビジネスを立ち上げることが必要。
- ・如何に自分が知らない団体・組織がいろいろな活動をしているかが判った。また、自分が活動している組織の位置付けも明らかになった。
- ・吉川市の新しい公共を担うべき団体・組織は現在移行期に来ていると思う。今までは行政のひも付き団体・組織が多くみられる。
- ・新しい公共を担うべき団体・組織が活性化するには営利活動が不可欠となる。現在の吉川市の現状は都会のベッドタウン化となってしまうっており活性化に欠ける。
- ・確かにこうしてみると行政が作った団体・組織が多い。多くの団体・組織には補助金が出されており、今後これからの見直しが必要となってくる。
- ・これからは自発的な団体・組織を立ち上げていくことが必要。それには活動を賄える入り活動が不可欠。
- ・新しい公共とはまちづくりそのものである。活動には資金的な裏付けが必要であり、現状は競争原理が働いていない。行政からの補助金を整理することが必要。
- ・本日作成したマッピングは捉え方で多少異なってくる見方もある。いずれにしても資金の確保が求められる。
- ・最近の入会の際に活動のメリットを求められる。
- ・行政は指定管理や民営化に移行する際に行政改革（特にコスト削減）ばかりに目を向けることなくソーシャルキャピタルの育成に努めてほしい。
- ・各団体・組織が閉鎖的につながっていない。これからは「繋げる」がキーワードとなる。

吉川市の公共空間

自発的

競争的市場

社会的市場

営利

非営利

強制的

組織的市場

伝統的非市場



第2回自治基本条例学習会

日 時	平成24年3月17日（土）10:30～12:00
担当者	日暮、阿部
テーマ	「吉川市に内在している諸問題を5つのデータから整理する。」
内 容	<p>1. 吉川市協働指針作成時の地域ヒアリングデータ 2. 第5次吉川市総合振興計画作成時ヒアリングデータ 3. 市民意識調査データ（主として問題点および課題） 4. 市民討議会データ 5. その他（吉川市男女共同参画基本計画データ、吉川市障がい者計画データ）</p> <p>上記の5つの膨大なデータから吉川市に内在している諸問題をさまざまな側面から拾い上げ、改めて一つ一つ報告を行った。</p> <p>報告後、それらの諸問題を「要望、問題、課題」に分類し、さらに、①家族部門、②コミュニティ部門、③ボランティア部門、④市場部門、⑤政府（行政）部門に分類して次回の学習会につなげた。</p> <p>・・・記録：別紙</p>
感 想	<p>吉川市は住みやすいと言われるが、改めて一つ一つのヒアリングデータに目を通すと、さまざまな立場の人たちが多くの諸問題を感じていることを再認識させられた。</p> <p>普段は声を大にして言わない人も大勢いるので、声なき声を拾っていくことの重要性を学ぶことができた。</p> <p>また、ヒアリングデータにあった諸問題については、市民一人ひとりが日常生活の中で心掛けることによって、解決することが少なくないことも感じられた。</p> <p>これらの諸問題を吉川市独自の特性として、吉川市流の条例につなげていくことが大切なことではないかと思う。</p>
使用データ	自治基本条例学習会レジュメ（H24.3.17）

1. 家族部門

要 望

問 題

- ・男性が介護する場合、女性に比べて生活技術に乏しく、介護負担がより生じることもある。
- ・一般的に「農家の女性は、農業や家事の負担が大変」と思われ、後継者問題の一因にもなっている。実際、年々、農家が減っており、後継者問題は深刻である。
- ・共働き世代が増え、孫の面倒を見ている祖父母が非常に多い。育児の経験不足から、どう接してよいか分からない祖父も多い。男性の育児参加は大切である。

課 題

- ・犬の糞害、猫の放し飼いによる糞害、住民の意識が低い。
- ・女性の就労者が少ない。その一因には、男性の通勤時間が長く家庭時間がほとんどない生活を送っており、女性が一人で子育てと家事を負担していることがある。
- ・家庭の中の男性の意識、職場の理解が大きく影響する。

2. コミュニティ部門

要 望

- ・家の近くの畑の消毒剤はやめてほしいです。洗濯物に臭いが付いて臭くてたまりません。不便です。どうかしてほしいです。

問 題

- ・参加者の不足と固定化
- ・活動の拠点・情報交換の場の不足
- ・人が集まりにくい
- ・参加する時間がない
- ・必要な情報が入りにくい
- ・特定の人への負担が大きい
- ・高齢者世帯が増えており、自治会の運営など、この先の活動に不安がある。
- ・人口が増え、地元行事への参加など、元々の住民と新住民の意識の差を感じる。
- ・自治会や近所のコミュニケーションが希薄になった。新住民の自治会意識が低い。

- ・自治会活動、コミュニティ活動の不明確さ。
- ・自治会活動に関心が無い。
- ・地区の行事に参加しているのに、どうしたらお祭りの神輿を担げるのか知らない。

課題

- ・参加への働きかけ
- ・市民のつながり・ネットワークの構築、人材育成
- ・市民同士や地域における日頃の交流・コミュニケーションづくり、実施主体側の創意工夫と根強い働きかけ
- ・市民ニーズの把握と参加しやすい時間帯と環境の配慮
- ・情報の集約化・整備、相談窓口の存在、情報発信基地の存在
- ・あらゆる世代の新たな人材の発掘
- ・昔から住んでいる方の活動が中心となり、時代に合わなくなっている。
- ・新しい住人が増えている今、そういう情報を通して地域のつながりが作れないものか。
- ・自治会活動にも参加しやすい環境づくり、意識改革が必要であると考える。
- ・私の家には、吉川の広報が届いていないので、何をやっているのか全く分かりません。なので、このアンケートには答えにくいです。

3. ボランティア部門

要望

問題

- ・協働によるまちづくりに対する意識
- ・市民活動団体の活性化

課題

- ・活動の拠点・情報交換の場とコミュニケーションの充実
- ・協働によるまちづくりの認識・理解を深める働きかけ、市民が自らの手で、積極的に行政と一緒にまちづくりに取り組んでいくという意識

4. 市場部門

要望

- ・吉川駅から22：00以降のバスが少ない。
- ・交通の便が悪い（バス、鉄道）

- ・商業施設が乏しい

問題

- ・商業店舗が減り、メイン通りの空き店舗が目立つようになった。
- ・大型ショッピングセンターが近隣にできたため、市内の商業的活気が落ちてきている。
- ・埼玉都民が多く、ベッドタウンと化している。

課題

5. 政府（行政）部門

要望

- ・大学が誘致できれば情報発信や活動推進のエンジンとなり、若者を呼び込むことができる。
- ・病院を誘致する。総合病院を設置してほしい。
- ・若い人が働ける企業を誘致する。
- ・街灯が少なく、夜は暗い。
- ・表通りから裏通りに入ると暗い。
- ・自動車道路は便利になったが、歩道はぼこぼこして通りづらい。農村部の道路はひどいままで、市街化区域と調整区域で差が大きい。
- ・さくら通りに桜歩道を整備して、観光拠点にできればよい。
- ・なまず資料館を設置し、なまずの里をPRする。
- ・総合公園ができ、老若男女を問わず、憩いの場ができるとよい。
- ・インターネットをしないものは仲間はずれか！
- ・施設が不足している。
- ・学童保育の受け入れが小学3年生までなのが不満。
- ・大雨が降ると道路がすぐ冠水する。
- ・災害時、市役所が最初に壊れそう。
- ・街灯などが少なく夜道が歩けない。
- ・公園で高齢者同士の酒盛りや夜、中・高生が集まっていて不安を感じる。夜の公園は全く対策されていなくて危ない、恐ろしいぐらいです。
- ・子供がタバコを吸っているのにパトロールの人は注意しない（見て見ぬふり）。パトロールをする人の教育が必要。
- ・通学路の歩道を整備してほしい。
- ・新聞等の盗難にパトロールを出しているが、人件費やガソリン代の方が高い。パトロールは必要ない。
- ・中川に架かる橋が少ない。
- ・公共交通、雇用が市の助成面から非常に重要と考えます。次に福祉、

教育、防犯面の強化を考えます。

- ・ 今後、ますます歳入と歳出の財政が厳しくなります。適正な市民サービスで健全なまちづくりをお願いします。
- ・ 地域格差を少なくしてほしい（道路整備、街灯、防火設備など）。路線バスの新設。
- ・ 人口増加に伴う緊急医療の充実と高齢化対策、総合病院の誘致
- ・ 人の集まる環境、人の活性化を図る高校、大学の誘致
- ・ 集中豪雨対策（下水の排水）、治安対策（夜道の街灯）
- ・ 公共交通機関の充実（終電の延長、バス路線の網羅、災害対策の新たな橋の整備）
- ・ 医療機関の充実（大きな病院がなく、近隣市に頼っている）
- ・ 道路整備、橋の新設
- ・ 公共施設や学校に聴覚障害者用の火災警報器を設置してほしい。
- ・ 長時間待つことが難しい障がい者に対応した専門の医療機関を充実させてほしい。市単独で難しいことは広域で整備を願う。
- ・ 視覚障がい者のためにも、バス停留所のアナウンスをきちんと行っていただきたい。
- ・ 障がい者に対する啓発活動の不足、特に学校教育の中で理解を深めるように啓発に努めてほしい。

問題

- ・ 市民ニーズの的確な把握
- ・ 市民との協働に対する意識
- ・ 行政のしくみが不明瞭
- ・ 旭・三輪野江地区は店も少なく、バス路線網も良くないので、高齢者が大変である。
- ・ 武蔵野線の終電が早く不便である。
- ・ 吉川市に架かる橋が渋滞する。
- ・ パソコンがないからホームページは見たことがない。
- ・ パソコンを使える方にはよいと思いますが、使えないものとしては考えてしまいます。
- ・ 入居者数に限りがある。料金が安い。
- ・ 保育所が少ない。幼稚園や保育園にスムーズに入園できない。
- ・ 県道の歩道は狭すぎて危険である。
- ・ 雨の日は道路が渋滞してバスが時間通りに駅に着かない。
- ・ 仕事をしながら子育てをするにあたり、学童保育、ファミリーサポート共に3年生で終了してしまうので、安心して働けない。
- ・ 吉川駅南口ロータリーで、数人の若者が大声を出したり、中腰で喫煙

したり、近くに交番もあるのに平然と集まっています。駅を降りて帰路する際、とても嫌な光景です。対策はないにしろ、もっといろんな意味で明るくしてはいかがでしょうか。

- ・防災無線は緊急時の情報提供手段だが、聴覚障がい者には伝わらない。
- ・災害時に避難所で集団生活を営むことは困難、必要な薬が入手できなくなるなど災害時の課題が多い、障がい者を交えた意見交換が必要。
- ・吉川市ではボランティアがまだ根付いていない。
- ・バスで障がい者手帳を提示すると嫌な表情や面倒くさそうな態度をとられ、何度も不快な思いをした。
- ・まちでは店の看板やのぼりが道路にはみ出し、視覚障がい者の歩行を妨げている。
- ・母子手帳交付時に出産後の生活について聞くと、仕事をしている女性のうち、8割が「産後は退職します。」と言う。働き続けるという女性も、保育所の入所や育児休暇の取得など不安を感じている。

課 題

- ・情報の送受信方法の確立、市民が話をしやすい環境づくり
- ・協働に対する市職員の意識改革、協働に関するしくみづくり
- ・行政のしくみの明瞭化、情報提供と対話の充実
- ・保育所を増やし、子供を育てる環境を整備する。
- ・知名度が低い、観光名所がない。
- ・乳児の健診や母親学級などがすべて平日なので、仕事をしていると参加できない。
- ・健康増進のために、スポーツに参加しやすい環境づくりが必要だと思う。
- ・「避難所で生理用品の発想がなかった」など、男性だけ、女性だけで仕事を進めてはいけない。さまざまな角度の意見があることが大切である。
- ・第5次総合振興計画審議会の女性登用率が0%であった。その一因には依頼した選出母体の代表者が男性ばかりであったことが挙げられる。



第2回 自治基本条例学習会 (H24.3.17)

担当：日暮、阿部

■テーマ 「吉川市に内在している諸問題を下記の5つのデータから整理する。」

1. 吉川市協働指針作成時の地域ヒアリングデータ
2. 第5次吉川市総合振興計画作成時ヒアリングデータ
3. 市民意識調査データ（主として問題点および課題）
4. 市民討議会データ
5. その他（吉川市男女共同参画基本計画データ、吉川市障がい者計画データ）

1. 吉川市協働指針作成時の地域ヒアリングデータ

実施期間：平成20年8月から10月まで

行政

- ・市民ニーズの的確な把握 ⇒ 情報の送受信方法の確立、市民が話をしやすい環境づくり
- ・市民との協働に対する意識 ⇒ 協働に対する市職員の意識改革、協働に関するしくみづくり
- ・行政のしくみが不明瞭 ⇒ 行政のしくみの明瞭化、情報提供と対話の充実

市民

- ・参加者の不足と固定化 ⇒ 参加への働きかけ
- ・活動の拠点・情報交換の場の不足 ⇒ 活動の拠点・情報交換の場とコミュニケーションの充実
- ・協働によるまちづくりに対する意識 ⇒ 協働によるまちづくりの認識・理解を深める働きかけ、市民が自らの手で、積極的に行政と一緒にまちづくりに取り組んでいくという意識
- ・市民活動団体の活性化 ⇒ 市民のつながり・ネットワークの構築、人材育成

参加

- ・人が集まりにくい ⇒ 市民同士や地域における日頃の交流・コミュニケーションづくり、実施主体側の創意工夫と根強い働きかけ
- ・参加する時間がない ⇒ 市民ニーズの把握と参加しやすい時間帯と環境の配慮
- ・必要な情報が入りにくい ⇒ 情報の集約化・整備、相談窓口の存在、情報発信基地の存在
- ・特定の人への負担が大きい ⇒ あらゆる世代の新たな人材の発掘

2. 第5次吉川市総合振興計画作成時ヒアリングデータ

実施期間：平成22年8月から10月まで

商店街の衰退

- ・商業店舗が減り、メイン通りの空き店舗が目立つようになった。
- ・大型ショッピングセンターが近隣にできたため、市内の商業的活気が落ちてきている。
- ・埼玉都民が多く、ベッドタウンと化している。

大学・病院・企業の誘致

- ・大学が誘致できれば情報発信や活動推進のエンジンとなり、若者を呼び込むことができる。
- ・病院を誘致する。総合病院を設置してほしい。
- ・若い人が働ける企業を誘致する。

交通網の整備

- ・旭・三輪野江地区は店も少なく、バス路線網も良くないので、高齢者が大変である。
- ・武蔵野線の終電が早く不便である。
- ・吉川市に架かる橋が渋滞する。

子育て環境の整備

- ・保育所を増やし、子供を育てる環境を整備する。

街灯・道路等の整備

- ・街灯が少なく、夜は暗い。
- ・表通りから裏通りに入ると暗い。
- ・自動車道路は便利になったが、歩道はぼこぼこして通りづらい。農村部の道路はひどいままで、市街化区域と調整区域で差が大きい。

観光拠点の整備

- ・知名度が低い、観光名所がない。
- ・さくら通りに桜歩道を整備して、観光拠点にできればよい。
- ・なまず資料館を設置し、なまずの里をPRする。
- ・総合公園ができ、老若男女を問わず、憩いの場ができるとよい。

自治会の高齢化、新旧住民の意識差

- ・高齢者世帯が増えており、自治会の運営など、この先の活動に不安がある。
- ・人口が増え、地元行事への参加など、元々の住民と新住民の意識の差を感じる。
- ・自治会や近所のコミュニケーションが希薄になった。新住民の自治会意識が低い。

3. 市民意識調査データ

実施期間：平成22年10月

コミュニティ活動への不満

- ・昔から住んでいる方の活動が中心となり、時代に合わなくなってきている。
- ・自治会活動、コミュニティ活動の不明確さ。
- ・自治会活動に関心が無い。
- ・地区の行事に参加しているのに、どうしたらお祭りの神輿を担げるのか知らない。新しい住人が増えている今、そういう情報を通して地域のつながりが作れないものか。

広報事業（市ホームページ）への不満

- ・インターネットをしないものは仲間はずれか！
- ・パソコンがないからホームページは見たことがない。
- ・パソコンを使える方にはよいと思いますが、使えないものとしては考えてしまいます。

福祉環境づくり・仕事と子育ての両立支援への不満

- ・施設が不足している。
- ・入居者数に限りがある。料金が高い。
- ・学童保育の受け入れが小学3年生までなのが不満。
- ・保育所が少ない。幼稚園や保育園にスムーズに入園できない。
- ・乳児の健診や母親学級などがすべて平日なので、仕事をしていると参加できない。

防災・防犯体制への不満

- ・大雨が降ると道路がすぐ冠水する。
- ・災害時、市役所が最初に壊れそう。
- ・街灯などが少なく夜道が歩けない。
- ・公園で高齢者同士の酒盛りや夜、中・高生が集まっていて不安を感じる。夜の公園は全く対策されていなくて危ない、恐ろしいぐらいです。
- ・子供がタバコを吸っているのにパトロールの人は注意しない（見て見ぬふり）。パトロールをする人の教育が必要。

道路交通環境・生活環境の不満

- ・県道の歩道は狭すぎて危険である。
- ・通学路の歩道を整備してほしい。
- ・犬の糞害、猫の放し飼いによる糞害、住民の意識が低い。
- ・新聞等の盗難にパトロールを出しているが、人件費やガソリン代の方が高い。パトロールは必要ない。

- ・中川に架かる橋が少ない。
- ・吉川駅から22：00以降のバスが少ない。
- ・雨の日は道路が渋滞してバスが時間通りに駅に着かない。

まちづくり全般についての意見

- ・公共交通、雇用が市の助成面から非常に重要と考えます。次に福祉、教育、防犯面の強化を考えます。
- ・今後、ますます歳入と歳出の財政が厳しくなります。適正な市民サービスで健全なまちづくりをお願いします。
- ・仕事をしながら子育てをするにあたり、学童保育、ファミリーサポート共に3年生で終了してしまうので、安心して働けない。
- ・地域格差を少なくしてほしい（道路整備、街灯、防火設備など）。路線バスの新設。
- ・健康増進のために、スポーツに参加しやすい環境づくりが必要だと思う。また、自治会活動にも参加しやすい環境づくり、意識改革が必要であると考えます。
- ・吉川駅南口ロータリーで、数人の若者が大声を出したり、中腰で喫煙したり、近くに交番もあるのに平然と集まっています。駅を降りて帰路する際、とても嫌な光景です。対策はないにしろ、もっといろいろな意味で明るくしてはいかがでしょうか。
- ・家の近くの畑の消毒剤はやめてほしいです。洗濯物に臭いが付いて臭くてたまりません。不便です。どうかしてほしいです。
- ・私の家には、吉川の広報が届いていないので、何をやっているのか全く分かりません。なので、このアンケートには答えにくいです。

4. 市民討議会データ

実施期間：平成22年11月13日、14日

平成23年6月25日、7月2日、3日

吉川で困っているところ

- ・人口増加に伴う緊急医療の充実と高齢化対策、総合病院の誘致
- ・人の集まる環境、人の活性化を図る高校、大学の誘致
- ・集中豪雨対策（下水の排水）、治安対策（夜道の街灯）
- ・公共交通機関の充実（終電の延長、バス路線の網羅、災害対策の新たな橋の整備）

住みにくいところ

- ・交通の便が悪い（バス、鉄道）
- ・医療機関の充実（大きな病院がなく、近隣市に頼っている）
- ・商業施設が乏しい
- ・道路整備、橋の新設

5. 吉川市障がい者計画策定に係る団体等のヒアリングデータ

実施期間：平成23年7月から11月まで

障がい者から見た課題

- ・防災無線は緊急時の情報提供手段だが、聴覚障がい者には伝わらない。
- ・災害時に避難所で集団生活を営むことは困難、必要な薬が入手できなくなるなど災害時の課題が多い、障がい者を交えた意見交換が必要。
- ・吉川市ではボランティアがまだ根付いていない。
- ・バスで障がい者手帳を提示すると嫌な表情や面倒くさそうな態度をとられ、何度も不快な思いをした。
- ・公共施設や学校に聴覚障害者用の火災警報器を設置してほしい。
- ・長時間待つことが難しい障がい者に対応した専門の医療機関を充実させてほしい。市単独で難しいことは広域で整備を願う。
- ・視覚障がい者のためにも、バス停留所のアナウンスをきちんと行っていただきたい。
- ・まちでは店の看板やのぼりが道路にはみ出し、視覚障がい者の歩行を妨げている。
- ・障がい者に対する啓発活動の不足、特に学校教育の中で理解を深めるように啓発に努めてほしい。

6. 吉川市男女共同参画基本計画のヒアリングデータ

実施期間：平成23年6月から7月まで

男女共同参画から見た課題

- ・女性の就労者が少ない。その一因には、男性の通勤時間が長く家庭時間がほとんどない生活を送っており、女性が一人で子育てと家事を負担していることがある。
- ・家庭の中の男性の意識、職場の理解が大きく影響する。
- ・「避難所で生理用品の発想がなかった」など、男性だけ、女性だけで仕事を進めてはいけない。さまざまな角度の意見があることが大切である。
- ・第5次総合振興計画審議会の女性登用率が0%であった。その一因には依頼した選出母体の代表者が男性ばかりであったことが挙げられる。
- ・母子手帳交付時に出産後の生活について聞くと、仕事をしている女性のうち、8割が「産後は退職します。」と言う。働き続けるという女性も、保育所の入所や育児休暇の取得など不安を感じている。
- ・男性が介護する場合、女性に比べて生活技術に乏しく、介護負担がより生じることもある。
- ・一般的に「農家の女性は、農業や家事の負担が大変」と思われ、後継者問題の一因にもなっている。実際、年々、農家が減っており、後継者問題は深刻である。
- ・共働き世代が増え、孫の面倒を見ている祖父母が非常に多い。育児の経験不足から、どう接してよいか分からない祖父母も多い。男性の育児参加は大切である。

1. 協働指針作成時の地域ヒアリングデータ

市民の課題

- ・参加者の不足と固定化⇒参加の働きかけ
→参加経験者による口コミによる裾野拡大
中学生・高校生の参加促進
- ・市民活動団体の活性化⇒市民のつながり・ネットワークの構築、人材育成
→子供会の活性化～子どもを通じた交流

2. 第5次吉川市総合振興計画作成時ヒアリングデータ

子育て環境の整備

- ・保育所を増やし、子どもを育てる環境を整備する
→子育て中の親子に声をかける（市民にもできる応援）

街灯・道路等の整備

- ・街灯が少なく、夜は暗い。
→門灯点灯作戦の展開

観光拠点の整備

- ・知名度が低い、観光名所がない
→市民みんなが「広報マン」
中小河川の里親制度（清流に）・さくら通り（桜歩道・紅葉歩道・青葉歩道）

自治会の高齢化、新旧住民の意識差

- ・自治会や近所のコミュニケーションが希薄になった。新旧住民の自治会意識が低い。
→組長（班長）の輪番制→一般会員を日常の活動に動員する工夫
自治会活動に参加している意識、「自分たちのまち」意識

3. 市民意識調査データ

コミュニティ活動への不満

- ・昔から住んでいる方の活動が中心となり、時代に合わなくなっている。
→日常生活が組長（班長）等の役員中心になっている。
組長を中心とした組活動を推進し全員を動員する（参加意識）
- ・地区の行事に参加しているのに、どうしたらお祭りの神輿を担げるか知らない。
→氏子の行事と自治会行事の関係は？

広報事業（市ホームページ）への不満

- ・インターネットを知らないものは仲間はずれか！
→全戸配布・公共施設に備え付け。自治会経由で回覧などで知る機会をつくる。

防災・防犯体制への不満

- ・街灯などが少なく良路が歩けない。
→住宅・商店等の門灯点灯作戦を展開
- ・公園で高齢者の酒盛りや、夜、中・高生が集まっていて不安を感じる。
→目撃した時に110番（匿名）
- ・子どもがたばこを吸っているのにパトロールの人は注意しない（見て見ぬふり）。
→ふだんからひと声（ほめことば）かける。少年の健全育成、非行は大人の責務。

道路交通環境・生活環境の不満

- ・通学路の歩道を整備してほしい
→通学路の計画的な安全点検（春夏秋冬）（防犯・交通）
保護者・児童生徒・防犯ボランティア・警察
- ・犬の糞害、猫の放し飼いによる憤慨、住民の意識が低い
→紙を敷いてその上にさせる（始末が容易）
自分の子供と同じで躾をする。「吉川ワンだふる倶楽部」を活用して啓発
刑法「過失傷害罪」「重過失傷害罪」、県条例、市条例の周知
- ・新聞等の盗難にパトロールをしているが人件費やガソリン代の方が高い。必要ない。
→警察を利用する（盗難：10年以下の懲役）

まちづくり全般についての意見

- ・防犯面の強化を（重要と）考えます。
→先に自衛
- ・吉川駅南口メーターで数人の若者が大声を出したり喫煙したり・・・。
→交番か110番を。
- ・私の家には広報が届かないので、何をやっているのか全くわかりません。
→近隣の付き合い方、普段のあいさつから。相互に関心を持つ。監視ではない。
自治会で把握できないか（配布するときに）

4. 市民討議会データ

吉川で困っているところ

- ・集中豪雨対策（下水の排水）、治安対策（夜道の街灯）
→水路の使い方は市民の責任（ごみの投棄防止、清掃）、門灯点灯

5. 吉川市障がい者計画策定に係る市民団体等のヒアリングデータ

障がい者から見た課題

- ・町では店の看板やのぼりが道路にはみ出し、視覚障害者の歩行を妨げている。
→警察に通報～道路交通法違反（道路不正使用）

第3回自治基本条例学習会

日 時	平成24年 4月 21日(土) 10:30~12:00
担当者	辻 健人・青山 正
テーマ	「吉川市の社会を構成している多様なセクターの長所と短所を分析する」
内 容	<p style="text-align: center;">地域社会づくり、混合体制の再構築5助システム</p> <p style="text-align: center;">① 個人・家族部門・・・・・・・・・・自助 ② 近隣・地域コミュニティ部門・・・・・・・・共助 ③ ボランティア部門・・・・・・・・・・協助 ④ 市場部門（営利・民間企業）・・・・・・・・民助 ⑤ 行政（自治体）・・・・・・・・・・公助</p> <p>* 地域社会を構成している多様なセクター ・長所（特性・成功）とはどのような事か ・短所（失敗）にはどんなことがあるか 教本の2章を読み解いて、キーワードや短文で特性と失敗を抽出した。</p> <p>* 5助システムの重要性に関する話し合いの中で、吉川市民のための自治基本条例を構築するためにはどうあるべきか？各自が独自の5助システム構図を描いてみることを次回までの提出課題とした。</p>
感 想	<ol style="list-style-type: none"> 1. 5助システムの理解は深まったが吉川はボランティアが弱い。 2. 住民が自発的なボランティアを考えず、意識が上がっていかない。協働の意識が稀有である。 3. どのような町を作っていくか？第4回吉川市総合振興計画が検証されず第5回総振でも施策を講じなかった。 4. 5助システムの基本的な構成部分と自治体とのインターフェイスを考え直してみる。 5. 新しい公共空間を担う組織が育たない。
使用データ	<p>教本…「地域のメタガバナンスと基礎自治体の使命」より 表2-1 5つのセクターの代表組織の特性比較 地域社会における混合体制としての「5助」システムのイメージ</p>

学習会記録

1. 地域のメタ・ガバナンスと基礎自治体の使命の再読（30分間）
P23～P43の再読を行い、上記①～⑤の5部門の長所と短所を各自で整理する
→集約の一例としては、P24の図の様な集約がある。
現状のシステムでは公助が基本となり、そこに他の四助が関わり、展開していくという構図。

2. 作業後の感想
 - ・初見と、吉川のデータ整理後だと、読んだ際の印象が違う。
 - ・現状の第五次総振だと、挙げられている多くの問題が解決できないのでは。
自治基本条例は現状のシステム・課題を買える手段となり得るのだろうか。
 - ・吉川市の基本5データを再度整理したい。ボランティア部門のデータが少ない気がするので、そこは吉川市の弱みと言えるのでは。
 - ・第一回の勉強会でも、住民発信の公的要素の団体は少なかった。
 - ・家族・地域・企業・行政は関わる機会が増えてきている。今後、中心となっていくべきなのはボランティア部門（意識）でべきでは。「自分に何ができるか」という気持ちで、全ての出发点。
 - ・第五次よりも、第四次総振の方が、市民の気持ちの記すという面では強かった。
 - ・市民活動については、現在成長途中。色々な分野の知識・経験を持った人が集まりつつある。
 - ・ボランティア部門の「点」として、今の活動を継続していきたい。
 - ・市民としては行政への要望が多くなる傾向。「私だったらこうする」といった考え方を、市民はできているのだろうか。
 - ・ボランティアをする際に、自分へのメリット・デメリットを考えることも少なくない。そんな中で行われる小さな市民の努力を、行政にも受け止めて欲しい。
 - ・市民にとっては良くも悪くも行政の存在が大きい。
—などの意見が出る。

第4回自治基本条例学習会

日 時	平成24年5月19日(土) 10:30~12:00
担当者	中山(浩)、小川
テーマ	「自治・分権と参加・協働について理解を深める」
内 容	<ul style="list-style-type: none"> * 「宿題：各自の思う5助システムのイメージ図」を書いてくる→別紙。 (提出者：辻田、中村、富田、八木、鈴木、中山(浩)、日暮、阿部) ・5助システムそのものの回答と、新しい公共に向けた回答があった。 * 「自治・分権」 <ul style="list-style-type: none"> ・平成5年の国における地方分権の推進に関する決議から平成22年の地域主権戦略大綱までのアウトラインを確認した。 ・地方分権の推進から住民(市民)自治への思想、考え方についてのアウトラインを学習した。 * 「参加・協働」について <ul style="list-style-type: none"> ・「市民参画条例」では、主として目的、原則、市民の役割、市の役割、7つの市民参画手続を紹介し再確認した。 ・「協働指針」では概要版により内容を紹介した。 <p>そこで出された意見は会議録に示した。</p>
感 想	<ul style="list-style-type: none"> ・市民自治の憲法理論の中で機構信託論や補完性の原理について理解を深め、住民自治と市民主権についての関係を整理し、更には共通の認識を有することが必要であると考えさせられた。 ・「市民参画条例」や「協働指針」を学んで、そこには住民自治→新しい公共の取り組みが必要だとわかったが、市民にはその意識はまだ少ないと思う。「自治基本条例」の役割をこの学習の中で考えさせられた。
使用データ	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権の歩み(政策研究大学院教授-井川博氏より一部抜粋) ・総務省HP(地方分権関係)及び江南市HP(自治基本条例関係) ・「市民参画条例」概要 ・「協働指針」概要版

- ①「それぞれが考える5助の図」宿題について発表
 (辻田、中村、富田、八木、鈴木、中山、日暮、阿部)
- ・この宿題では5助システムそのものをとらえた回答と、5助システムと自治分権の視点から「新しい公共」に向けた回答の2種類があった。
 - ・今回は各自が様々な角度から考慮したことに意味があるので、色々な回答があってもよいと思う。
- ②「自治・分権」について(中山さんより)
- ・1998年頃から分権、住民自治についての議論があったのに、前回の市民参画手続きについての協議検討時にアナウンスがなかったのか→話題はあった。第4次総合振興計画のときも地方分権と市民自治についてあった。協働指針でも議題に出た。
- ③「参加・協働」について(小川より市民参画条例と協働指針を紹介)
- ・今は自治基本条例云々よりこれからは市民自治だという(千葉市長)
 - ・我孫子市はNPOを支援する仕組みがなく、新しい公共の仕組みづくりに力を入れているようだ。
 - ・参加・協働はよく議論されてきたが自治・分権をもっと知る必要がある。
 - ・行政におんぶに抱っこが楽と感じている人も多い、市民の意識改革も必要。
 - ・協働指針の参加をまず受動的に参加しても今後は積極的に参加して自治に発展していければいい。
 - ・行政に依存することも多いが行政との共存のあり方について勉強すべきと思う。
 - ・行政に頼り、行政から頼られる、という補完の関係がある。「集う」「助ける」「感謝」という構図で楽しく活動している。
 - ・行政で対応出来ないところをNPOやボランティアが補う。市民が何かをしたいという時支援応援、協力する市民サポートセンターでありたい。
 - ・協働指針のように推進出来ればよい。但し「協働」というより「市民主権」も大事、活動が法規制などで実現出来ないこともあるので、自主性を持って市民として、地域として取り組めるとよい。
 - ・協働指針の行政評価は出ているのか→指針作成に対する評価はある、またテーマごとにもある。

- ・ 条例・指針が整備され、その上に自治基本条例が必要かどうか検討もあるがソーシャル・キャピタルの向上のために、自治基本条例の勉強をすることは重要なこと。
- ・ 行政が作る自治基本条例ではいけない、市民が中心のこのような場で意見を交わし、勉強していくことが大切。
- ・ 意識改革は以前から言われているが、それだけでは難しい、市民活動を支援する土台づくり、具体的な施策が必要だと思う。
- ・ 市民の中でも行政に頼る意識が多いので、意識改革は難しい。
- ・ 協働指針ができたからすぐに進むものではない、右往左往しながら徐々に進んでいくものだと思う。



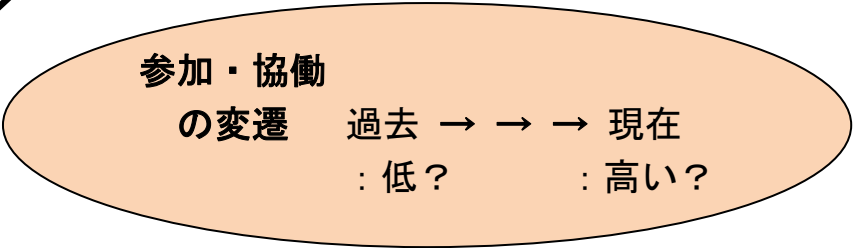
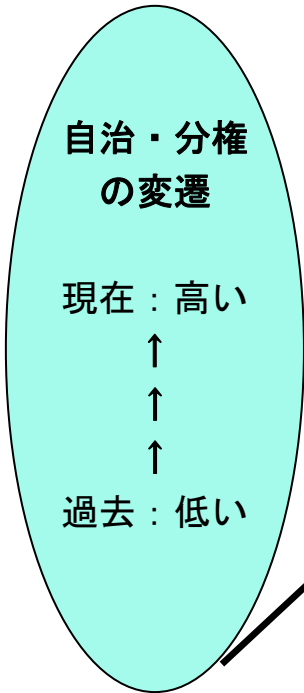
自治・分権 - 参加・協働



自治基本条例

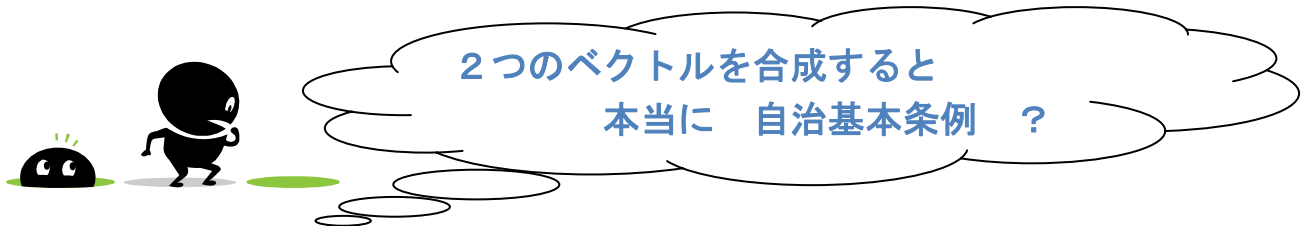


地域ガバナンス編制のベクトル



どうして分権が推進されたの？
自治・分権の今までの流れを確認してみよう！

どうして参加や協働の必要性がさげられたの？
参加・協働の今までの流れを確認してみよう！



第5回自治基本条例学習会

日 時	平成 24 年 6 月 16 日（土） 10:30～12:00
担当者	中村詠子、富田真理子
テーマ	自治基本条例の切り口
内 容	<p>1、「聞けば納得！」 自治基本条例が自治体の憲法といわれている訳 (内容) 資料に基づき、そもそも憲法とは何か、地方自治法には何が書いてあるか、をみながら、自治体の憲法といわれる理由を説明した。 あわせて、「なぜ、最高規範」といわれるのか、そしてもう一つの課題である「住民投票」についても説明を行った。</p> <p>2、「みなさんはすでに知っていることかもしれません…けど聞いて下さいね！」－自治基本条例 勉強したこと－</p> <p>3、「難しかったこと 考えてほしいこと」 ・住民投票について 起こっている議論 それぞれの解釈を受けて ・住民の責務を明文するとしたら…皆さんのそれぞれの考え 参考…流山自治基本条例</p> <p>4、その他 辻田さんの質問と本日の発表について 皆さん考えたこと感じたこと何でもいいので聞かせて下さい、聞いて下さい。 (内容) 自治基本条例の切り口として題材に挙げられていた ①目的 理念 基本原則 ②住民の権利 情報の共有 知る権利 協働 ③住民の責務 ④政策決定過程への住民参加 行政との協働インターフェース ⑤住民投票 ⑥議会の責務 ⑦執行機関の責務 ⑧連携と政府間関係 について、辻田さんからの質問事項を交えながら、地方自治の本旨、地方公共団体の役割、市民の義務など、学習し気づいたことを発表した。</p>

<p>感想</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも憲法って？地方自治法って？について学びながら、地方分権が進むこの時に市が自治基本条例をつくる意義を考えた。 ・「自治体の憲法」と言われる所以、なぜ、住民投票がここまで反対されるのか、また、市民の責務って何？ということについても参加者とともに考えた。 ・様々な議論があることを踏まえ、その上で、なぜ、自治基本条例が必要なのかを、行政も、そして市民も理解した上で条例づくりに取り組んでいく必要があると感じた。 ・そのためにも、NPO連絡会が自治基本条例について学習することは必要なことであるし、この成果は広く多くの市民に知らせる必要があると感じた。
<p>使用データ</p>	<p>特になし。</p>
<p>学習会記録</p>	<p>1、「自治基本条例が自治体の憲法といわれている訳」中村（詠）より 質疑・意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八木さん「憲法の考え方などは市の条例に生かされているのか疑問」 →「憲法は最高法規なので、「住民主権」という考え方が「地方自治法」にも、また各自治体の「条例」にも貫かれているはずではあるが、自治体のみ考えるとそこは見えにくい。なのであえて、自治基本条例により規定する必要が出てきた。 ・辻田さん「住民投票も最高規範も謳うことはできるが拘束力はない」 <p>2、「自治基本条例 勉強したこと」（富田） 質疑・意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八木さん「市民参画 市民の意識はどうか」 ・康さん「市民参画条例 市民参画手続きについて 市民側の状況 吉川市行政側の手続き利用状況は？」 →「まだまだ市民の参加意識は低い」 →「それをしかたないとするのではなく、どうするかを考えていく必要がある」 ・辻田さん「条例を作ったとすれば、進行管理が大事である」

第五回学習会レジュメ

自治基本条例切り口を学ぶ

日時 6月16日（土曜日）10時半から12時

担当 中村（詠） 富田

持ち物：吉川市市民参画条例もおもちください。

1、「聞けば納得！」

自治基本条例が自治体の憲法といわれている訳 他

中村さん

2、「みなさんはすでに知っていることかもしれません…けど聞いて下さいね！」

自治基本条例 勉強したこと

富田さん

3、「難しかったこと 考えてほしいこと」

- ・住民投票について 起こっている議論 それぞれの解釈を受けて…
- ・住民の責務を明文するとしたら…皆さんのそれぞれの考え

4、その他 辻田さんの質問と本日の発表について

皆さんの考えたこと感じたことを何でもいいので聞かせて下さい、聞いて下さい。

自治基本条例8つの切り口

- ①目的 理念 基本原則
- ②住民の権利 情報の共有 知る権利 協働
- ③住民の責務
- ④政策決定過程への住民参加 行政との協働インターフェース
- ⑤住民投票
- ⑥議会の責務
- ⑦執行機関の責務
- ⑧連携と政府間関係

本文 p 65 より

「自治基本条例の制定は、分権体制下における自治体と地域住民の「憲法」(自治憲章)となるべき「最高規範」、すなわち基本ルールの制定を志向する新しい運動と理解されています。」

1. そもそも憲法とは？

憲法の前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

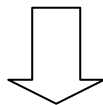
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

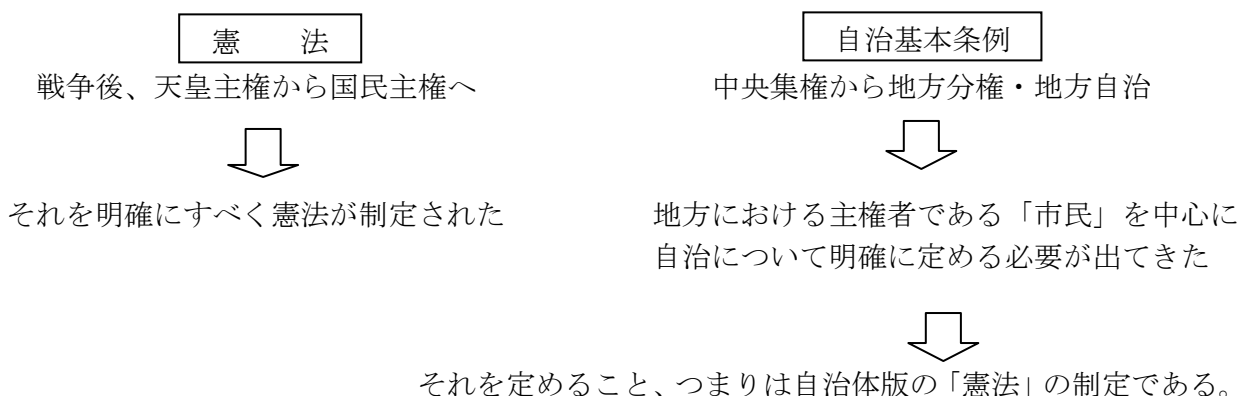
憲法＝「日本国憲法の三大原則」＝「基本的人権の尊重」「平和主義（戦争の放棄）」、「国民主権」
⇒国の政治の在り方を最終的に決することのできる力又は権威が国民にある



自治基本条例＝「市民自治の理念」を明示し「自治体運営の原則」を定める「自治体の最高規範」。

2. 今、なぜ、自治基本条例なのか

- ・ 地方分権→地方に権限を下ろす。=「地方も力をつけなければ！！」=自治体改革
- ・ 自治体改革とは
 - 「地方公共団体」を「自治体政府」に変革
 - 「国家統治の概念」に「市民自治の概念」を対置
 - 「中央集権」を「地方分権」に組換え
 - 「行政支配」を「市民参加」に変革



3. 自治基本条例に定めるべき事項

自治体の憲法→憲法の構成に対比させて考える

章	内 容	条	自治基本条例では
前文	国政運営の基本理念		市政運営の基本理念
第1章	天皇	第1条～第8条	
第2章	戦争の放棄	第9条	
第3章	国民の権利及び義務	第10条～第40条	市民の権利と義務
第4章	国会	第41条～第64条	地方議会の在り方
第5章	内閣	第65条～第75条	首長および執行補助機関のあり方
第6章	司法	第76条～第82条	
第7章	財政	第83条～第91条	予算編成
第8章	地方自治	第92条～第95条	
第9章	改正	第96条	
第10章	最高法規	第97条～第99条	最高法規性
第11章	補足	第100条～第103条	

+アルファとして

「社会経済環境が変化する中で、重要視されるようになってきた権利などがあり、これらを反映することが必要」(三菱総合研究所 奥村隆一)

- ・ 知る権利 ⇒ 情報公開
- ・ まちづくりに参加する権利 ⇒ 参画・協働
- ・ その他 etc.

4. そもそも「地方自治」って？

地方自治法とは・・・

- ・憲法とともに議論され、制定された。
- ・「憲法」が国全体を定めるとしたら、地方について定めたものが「地方自治法」。

「憲法」では、地方自治は以下のように規定されている。

第八章 地方自治

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条 一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

「地方自治法」では地方公共団体について以下のように書かれている。

第一編 総則

第一条 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

- ・地方自治法は、地方自治体の役割・性格を表すとともに国と地方公共団体の関係をうたったもの。
- ・地方自治法に定められている住民の権利に関する規定を挙げてみると、300条を超える規定の中で、住民の権利に関しては、わずか、9条程度しかない。
- ・地方自治法というものが、中央集権的統治システムの観点から構成されているから。



地方自治を地方分権下でより良く運営するためには、下記のことを決めなければならない

- ① 地方自治法に定められている事項について、地域(市民、自治体)で改めて明らかにする
- ② 今まで明文化されていなかったことを、市民の権利、自治体の責務などとして明らかにする
- ③ 「信託」がより有効に機能するようなルールを作る ⇒自治基本条例の制定。

5. 自治基本条例の最高規範性

「憲法」は国の最高法規
国の政治の在り方を最終的に決することのできる力又は権威が国民にある
・・・権力に枠を定める



自治基本条例 「市民自治の理念」を明示し「自治体運営の原則」を定める
・・・代表権限の行使・運営に枠を定める
→だから自治基本条例は自治体の憲法であり最高規範である。

参考 最高規範であることをうたった規定の事例

「条例の体系化に関する規定」

・・・他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。（ニセコ町）

「自治基本条例の尊重・遵守義務に関する規定」

・・・この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。（苫小牧市）

・・・この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならない。（杉並区）

「最高性の宣言規定」

・・・この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。（多摩市）

・・・この条例は、大平町におけるまちづくりの基本であり、まちづくりのためのあらゆる活動において、この条例に定める事項は、最大限に遵守されなければならない。（大平町）

6. 「住民投票」について

- ・現在、自治基本条例制定の反対運動の中で一番のやり玉に挙げられている
 - ・「そもそも議会が正常に運営されているのになぜ基本条例が必要なのか」
 - ・「最高規範条例とは議会権限の上位と言うことか、議会の権限を弱めるのか」
 - ・「住民投票は住民代表議会への介入・干渉ではないか」
 - ・「議会の決議さえあればめんどろに住民投票などいらぬ」
- ・上記の意見を持つ人たち(多くは議員など)が反対の理由をつくっている
→その理由は「外国人の参政権」について

・市民自治とは

- ①市民は社会を管理するために代表権限を信託して政府をつくる。白紙委任ではない。首長と議会は市民から信託された代表権限の範囲で権限を行使する。
- ②市民は政府を市民活動によって日常的に制御する。住民投票は政府制御の一つである。
- ③市民は、政府の代表権限の運営が信頼委託を著しく逸脱したとき信託解除権を発動する。解散(リコール)または選挙である。

- ・・・主権はあくまでも「市民」である。「自治基本条例」に、最後は市民の「制御方法」が記載されずして「市民自治の憲法」といえるのか。

Q-②憲法や法律との整合性について

A. 自治基本条例は、行政法の範囲において法律の範囲内で制定できる条例の一種です！！

条例制定権の限界

憲法は、地方公共団体は「法律の範囲内」で条例を制定できると規定し（憲法 94 条）、地方自治法 14 条一項は、「法律に反しない限り」条例を制定することができる。

【参考】

法律による行政の原理

法律による行政の原理とは、行政活動は国会の定める法律の定めるところにより、法律に従って行わなければならないという原則のことを言います。

- ①公権力の国民生活に対する介入を防ぎ、国民の自由・権利の保護を図る自由主義的意義
- ②行政活動を民主的コントロールの下に置く民主主義的意義

法律の優位

行政活動は、制定された法律の定め違反してはならないという原則。
違法な活動は取り消されたり、無効になるとのこと。

法律の留保

一定の行政活動は、その根拠となる法律の存在を必要とするという原則。

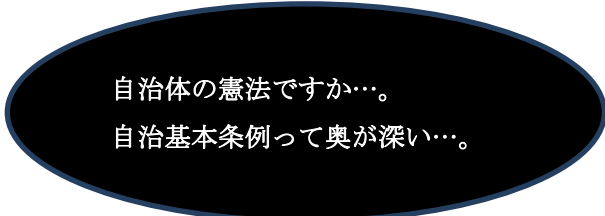
「自治体学」森 啓

代表民主制度と自治基本条例

自治基本条例の必要理由

中村（詠）さん編集

自治基本条例は自治体の憲法？ 参照ください。



地方自治法



憲法 92 条において、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の**本旨**に基づいて法律でこれを定めるとしています。

法律によっても地方自治の**本旨**を侵すことができないという意味だそうです。

↓

**地方自治の本旨には、
住民自治と団体自治の二つの要素があるとのことでした。**

住民自治はすでに、地方自治の大事な要素なんですね。

普通地方公共団体の権能（執行機関の責務）

①自主財政権・自主行政権・自主立法権を憲法上保障されている。（憲法 94 条）

②2 条二項でいう普通地方公共団体の事務

①地域における事務

②その他の事務で法律または法律に基づく政令により処理されるもの

③事務処理の基本原則

・住民福祉の原則・行政効率の原則・法令

*行政計画・行政契約・行政指導は、比較的新しい活動形式。
行政の役割の多様化に従い 重要になってきているもの。

新しい…。
進化の余地が
あるというこ
とですかね

●行政計画

行政計画とは、行政主体ないし行政機関が行政活動の目標及びその目的達成のための手段

E X：計画策定手続きの民主化 公聴会 縦覧 意見書の提出

吉川市の市民参画条例 市民参画手続きの出番ですね！！

●行政契約 入札のルールとか

●行政指導

行政指導とは、行政機関がその任務の範囲内において一定の目的を実現するために所定の物に指導 勧告 助言を行うこと マンション建設の際の行政指導 産廃の問題 環境汚染に関すること、よく耳にすることです。生活に係る問題に関連しそうです…。

行政の

計画・契約・行政指導、私たちの暮らしや自分たちの街づくりに大きく影響することです。

議会について（議会の責務）

①議会で議決すべき事件は、条例 予算 一定金額以上の契約など限定列挙

②条例で議会の議決事件を追加することは可能

③議会は普通公共団体の事務に関する書類及び計算書を検閲できる 検査もできる

④意見書を国会または関係行政庁に提出できる

住民の権利について

①住民は、属する地方公共団体の役務提供を等しく受ける権利を有する

②選挙に参加する権利

③直接請求権

- ・ **条例制定改廃請求** 総数の 50 分の 1 以上の連署をもち、長に対し行う
- ・ **事務監査請求** 総数の 50 分の 1 以上の連署をもち、その代表から監査委員に対し、当該普通地方公共団体の事務並びに長並びに各種委員会・委員の権限に属する事務の執行に関し、監査の請求をすることができる
 - ＊類似の制度 **住民監査請求** 住民一人でも請求可能 後続手続き＝住民訴訟
- ・ **議会の解散請求** 総数の 3 分の 1 以上の連署をもち代表者から選挙管理委員会に対し議会の解散の請求ができる
解散請求が出された場合過半数の同意があれば議会は解散される
- ・ **議員の解職請求** 議会の解散と同様
- ・ **長の解職請求** 議会の解散と同様
- ・ **役員の解職請求** 対象 副市長 選挙管理委員 監査委員 公安委員会？委員 教育員会の委員

④住民訴訟の請求内容

- 1 号訴訟 執行機関または、職員に対する行為の全部または一部の差し止め請求
- 2 号訴訟 行政処分たる当該行為の取り消しまたは無効確認の請求
- 3 号訴訟 執行機関または職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 4 号訴訟 職員または当該行為もしくは怠る事実に係る相手方に損害賠償請求または不当利得返還請求をすることを普通公共団体の執行機関または職員に対して求める請求

⑤吉川市には市民参画条例 があり、市民参画手続きがある、意見を表明できる方法がある。

吉川市市民参画条例参照ください！

参考 第六条 市民参画手続

- (1) 審議会手続き
- (2) パブリックコメント手続き
- (3) 市民説明会手続き
- (4) ワークショップ手続き
- (5) 住民投票手続き

⑥権利に関する その他の手続

- ・ 行政不服審査
- ・ 行政事件訴訟法
- ・ 国家賠償法 日本国憲法第十七条
「何人も、公務員の不法行為により、損害をうけたときは、法律の定めるところにより、国にまたは公共団体に、その賠償を求めることができる」
- ・ 損出補償

住民の義務とは、

税金 分担金 使用料 手数料を負担すること

問：みなさんは、どんなことを明文したいですか？

流山市自治基本条例にみる（市民などの責務）

第36条 市民などは、市民自治によるまちづくりの主体であることを自覚し、市政への参加にあたってはその発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うこと
によって、市民自治によるまちづくりを推進しなければならない

自治基本条例についての考察

切り口④政策決定過程への住民参加 行政との協働 インターフェースに関連すること 目的にも

...

普通地方公共団体の権能や地方自治の本旨から 行政活動の範囲のことを学びました。さらに、地方分権 規制緩和の流れの中では、行政の裁量*が拡大しているように見えます。

*行政の裁量について

行政裁量とは、行政行為をおこなうに際して、法律により行政庁に認められた判断の余地です。複雑多様な行政需要や高度に専門的な問題に対応するには行政庁の知識と判断に期待する方が妥当なことがあるためにある余地だそうです。

行政のよりよい知識や、よりよい判断があればこそ、その地域は、自然や人々 産業 農業等その地域にあるすべての要素が調和した住みやすい街になっていくのだらうと思えます。とはいえ、その判断によっては、地域間格差ができてしまいそうでし、憲法や法律との兼ね合いもあります。すみよい街づくりを目指すところでは、行政の努力と共に、地域の住民の市政への参加意識や意見の表明の在り様、市民が持つ専門知識の量 そして、行政がそれらをどのように市政に活かすかにかかっているように思えます。

地方分権におけるポイント（どこかに書いてあったこと）

●基本的人権 ●行政の裁量権 ●より良い地域社会を創造する。

そして●住民自治意識の向上（今回の学びにより）なのではないでしょうか。

※まとめ※

「住民は、法律や自分たちの町のこと 行政活動について
もっと知ろうとすることが必要だなと思いました。」

終わり

真理子学習メモ

住民とは

住民とは、市町村の区域内に住所を有するもの（10条一項） 法人外国人も住民

普通公共団体の収入支出

収入 地方税 分担金 使用料 地方債 支出 事務を処理するための必要な経費

決算

三か月以内 監査委員の監査→議会の認定→公表

契約

一般競争入札の原則

一般競争入札とは、入札の広告をし、不特定多数の参加を求め、その地方公共団体に最も有利な価格で申し込みをしたものと契約を締結する方法

法人には選挙権直接請求権は認められていない

地方公共団体の機関

議事機関＝議会と執行機関（補助機関＋委員会）



第6回自治基本条例学習会

日 時	平成 24 年 7 月 21 日（土）10:30～12:00
担当者	八木良明 星座正俊
テーマ	吉川市における自治基本条例を検討するいくつかのヒントを学ぶ
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般論としての制定の意図や目的 ● 前回までのおさらい <ol style="list-style-type: none"> 1. 法体系 2. 今なぜ自治基本条例なのか 3. 自治基本条例制定の意義 4. 自治基本条例制定の期待できる効果 ● 吉川市の現状 <ol style="list-style-type: none"> 1. 吉川市の現状の問題・課題等 2. 自治基本条例 8 つの切り口 3. 検討結果 4. 自治基本条例の型 ● 吉川市の条例等（抜粋） <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民憲章 2. 吉川市市民参画条例 3. 吉川市情報公開条例 4. 市民と行政との協働に関する基本指針 5. 第 5 次吉川市総合振興計画
感 想	<p>何事においても、現状把握し、理解したうえで、目的をはっきりして取り組まなければならない。自治基本条例を作ることが目的ではない、ましてや関わった人の自己満足で終わらしてはならない。市民意識・市民目線をしっかり捉える事が大事と思います。</p> <p style="text-align: center;">— 市民の、市民による、市民のための自治 —</p>
使用データ	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 6 回自治基本条例学習会資料（本文） ● 別紙 1「吉川市の現状の問題・課題と「解決優先度」「住みよさ評価」「責務と役割」のマトリクス」 ● 別紙 2「全国市区（707市区）の経営革新度（行政革新度）調査結果」（2011.10.1 日経新聞） ● 別紙 3「全国市区の住みよさランキング調査結果」（東洋経済新報社）

テーマ：吉川市における自治基本条例を検討するいくつかのヒントを学ぶ

<一般論としての制定の意図や目的>

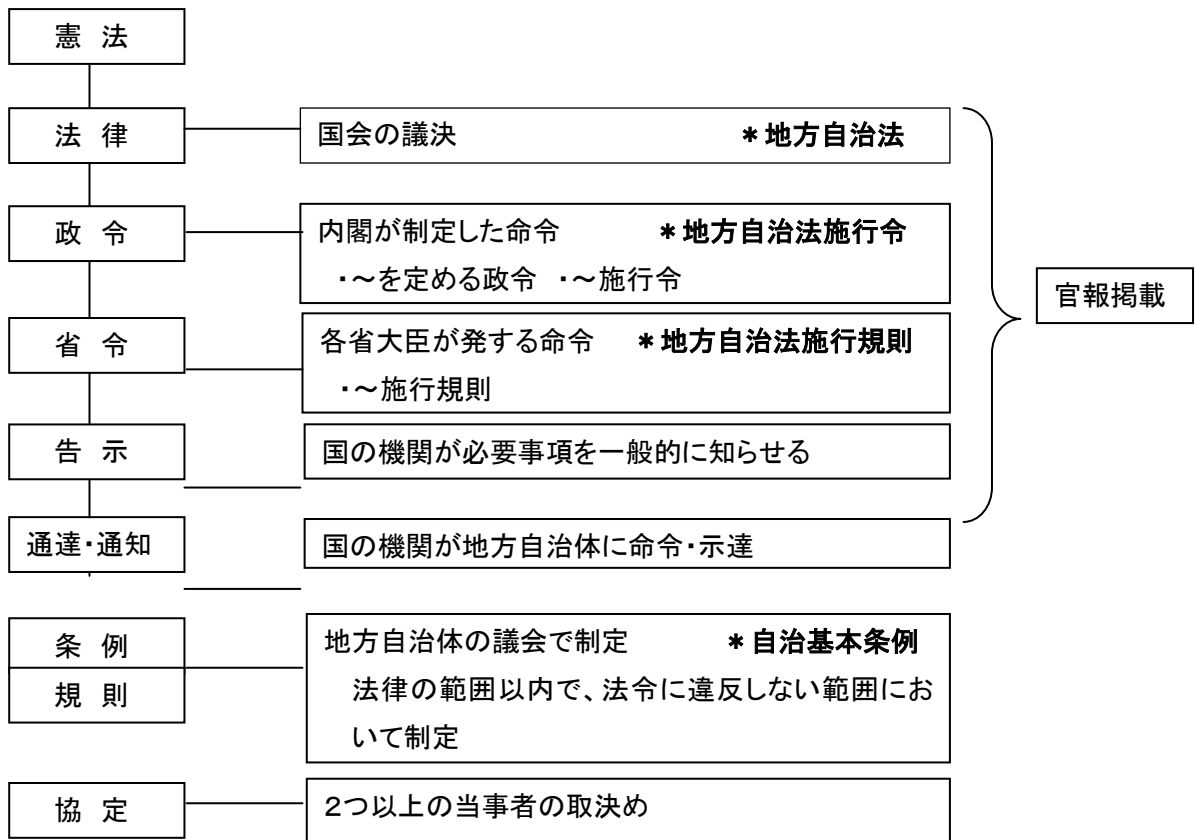
- ①法制度改革のための分権改革戦略の一環
- ②住民自治・協働の**基本ルール化**
- ③ガバナンスの担い手の責務、役割分担の**明確化**
- ④参加型・協働型行政の標準を**明示化**
- ⑤政策標準ないし優先順位の**明確化**
- ⑥政策体系・縦割り行政の**総合化**
- ⑦行政のパラダイム転換の**明確化**
- ⑧地方議会の復権・活性化の戦略
- ⑨実体的な個別制度の充実、補強、誘導
- ⑩地域資源の統合による生き残り

曖昧・抽象はだめ

— 以下、問題・課題提起 —

<前回までのおさらい>

1. 法体系



* 法文の語尾

- ～してはならない } 義務⇒罰則あり
- ～しなければならない }
- ～に努めなければならない } 努力義務⇒罰則なし
- ～の責務を有する }

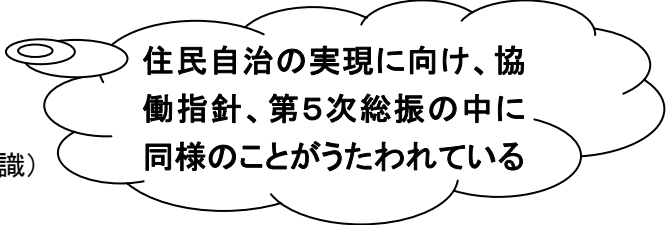
2. 今なぜ自治基本条例なのか

「川崎市都市憲章条例案」「逗子市都市憲章条例試案」「群馬県自治基本条例素案」など1970年以降検討されてきたが廃案や凍結などで日の目を見なかった。

昨今、各自治体が制定してきた背景には地方自治体を取り巻く時代の大きな変化がある

- ・急激な少子高齢化
- ・財政状況の悪化
- ・自治体に対する住民ニーズの多様、多発化
- ・高度情報化社会の到来 など

それとも、他の自治体が制定しているから(横並び意識)



住民自治の実現に向け、協働指針、第5次総振の中に同様のことがうたわれている

3. 自治基本条例制定の意義

住民、行政、議会などそれぞれの主体によって意義は異なるが

- ①自治の基本理念や基本原則を明文化することで、地方自治体の恣意性を排除することができる。計画的な行政運営が実現される可能性が強い。
- ②行政運営の継続性が担保できる。首長が交代しても条例の改正・廃止がない限り継続する可能性が高い。
- ③自治基本条例を中心に行政分野別の条例の再構成、再編成することにより、縦割り行政を排し、施策が体系化される効果が期待できる。

といわれる。

4. 自治基本条例制定の期待できる効果(北海道行政基本条例研究会)

- ①住民にとって : 地方自治体の行政の仕組みや原則が明確になり、住民参加が促進される。
- ②行政職員にとって : 自治体政策のルールが明確になり、政策の質が高まる。
- ③市長にとって : 自治基本条例という行政運営ルールを通じ、行政をコントロールすることが可能。
- ④議会にとって : 行政活動のチェックリストになり、行政の監視機能が高まる。

* いずれにしても即効性は少なく、効果は時間をかけてゆっくり現れる。



先行して自治基本条例を制定している自治体の評価、効果の検証が重要

* 既に160ちかくの自治体が制定している

要調査・情報収集

条例を作ることが目的ではなく、それを具体的な活動につなげ活用していくことが大事

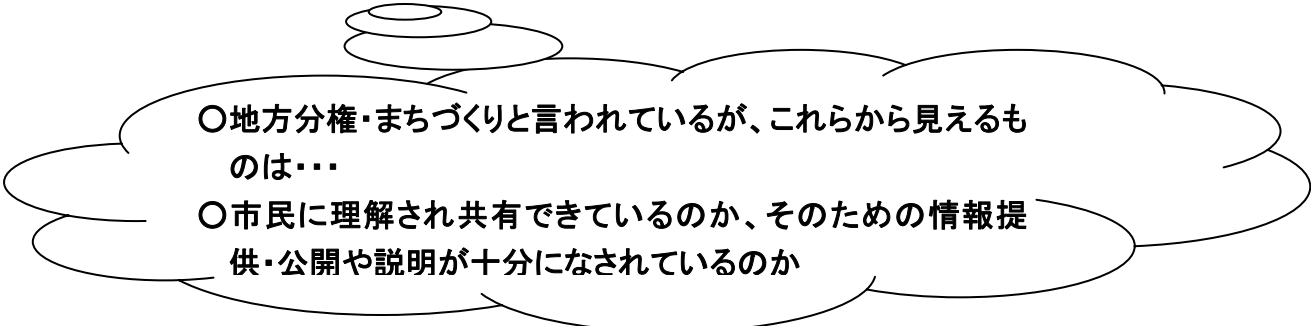
P D C A |

* 作るまでのプロセスを大事にする

<吉川市の現状>

1. 吉川市の現状の問題・課題等

- ①第2回学習会でまとめられた問題・課題等に対応する役割、優先度合い・・・別紙1
- ②全国市区(707市区)の経営革新度(行政革新度)調査結果・・・別紙2
- ③全国の住みよさランキング調査結果・・・別紙3



2. 自治基本条例8つの切り口

- ①目的 理念 基本原則 ← 「まちづくり」として市民憲章、参画条例、5次総振でふれられている
- ②住民の権利 情報の共有 知る権利 協働
← 公開条例に市民の知る権利の尊重、公文書の公開を請求する権利、市は諸活動を市民に説明する責務、市民の市政への参加のより一層の促進、また、公文書の公開義務が規定されている
- ③住民の責務 ← 市民参画条例に市民の役割として規定されている
- ④政策決定過程への住民参加 行政との協働インターフェース
← 市民参画条例に参画手続き(7種類)、参画対象が規定されている
- ⑤住民投票 ← 市民参画条例に規定があるもののハードルが高そう
- ⑥議会の責務 ← 個別条例には市長の責務を含め明確に規定されていない
- ⑦執行機関の責務 ← 市民参画条例に市の役割として規定されている
- ⑧連携と政府間関係 ← 法律の範囲、個別条例には明確に規定されていない

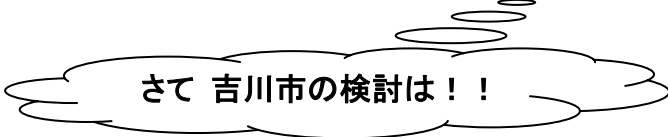
規定されているものでも、十分な内容なのか！！

3. 検討結果

時間をかけてじっくり検討した結果が

- ①自治基本条例は必要ない
- ②自治基本条例は必要で策定する
- ③自治基本条例は必要だが策定は時期尚早
- ③既存条例の見直し・改定でいい

立派な成果



自治基本条例に対応した個別の制度やシステムを充実させていくのか、逆に、個別の制度・システム・運営の充実の集大成として自治基本条例があるのか！！



吉川市で検討する条例は？

吉川が目指す型は、総合条例型・住民参加条例型それとも全く異なったもの！！

4. 自治基本条例の型

①総合条例型

理念や制度に加え、各主体の責務などを盛り込み、具体的制度も規定している条例。

「ニセコ町ましづくり基本条例」「杉並区自治基本条例」

②理念条例型

将来のビジョンやまちづくりの理念に力点を置いた条例。

「箕面市まちづくり理念条例」「厚木市まちづくり理念条例」

③行政指針条例型

行政組織や行政施策のあり方をはじめとして、行政運営の指針を定め、住民と行政の関係について規定する条例。

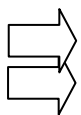
「北海道行政基本条例」「志木市市政運営基本条例」

④住民参加条例型

住民の自治体運営への参加・参画に力点を置き、場合によっては住民投票を組み込む条例。

「柏崎市市民参加のまちづくり基本条例」「八戸市協働のまちづくり基本条例」

<吉川市の条例等> 抜粋



吉川市の既存条例で当てはまる条例は？(個別条例?)

吉川市の既存条例では対応できないのか?

○市民憲章

わたくしたちは、自然の恵み豊かなこの伝統ある吉川市民であることに誇りと責任をもち、より明るく住みよい郷土の建設をめざし、全市民の願いをこめたこの憲章を守り、心あわせて平和なまちを築きましょう。

- 1 自然を愛し緑豊かな美しいまちをつくりましょう
- 1 教養を高め心豊かな文化のまちをつくりましょう
- 1 おもいやりにあふれた明るい福祉のまちをつくりましょう
- 1 働くよろこびに満ちた豊かなまちをつくりましょう
- 1 きまりを守り明るく住みよいまちをつくりましょう

スローガン？総振との違いは？
第5次総振の将来都市像では
「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」

○吉川市市民参画条例

私たち吉川市民は、これまで先人が育んできた歴史と文化を大切にしながら、自らの知識や経験、創造性を活かし、より住みやすいまちづくりを進め、次の世代へ引き継ぎたいと願っています。

さらに、地方分権が進むこの時代は、これまで以上に、私たち市民と市が信頼を深め、協働してまちづくりを進めていくことを求めています。

このため、市は、市政運営における今日までの市民参加を更に発展させ、まちづくりの主役である私たち市民の意向を的確に反映できる仕組みを一層充実させていく必要があります。

ここに、吉川市で生活するすべての市民がこのまちで暮らして良かったと思えるよう、私たち市民と市の協働を基本とした市政への市民参画を推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、吉川市の市政運営における市民参画の基本的な事項を定めることにより、市民参画の推進を図り、それによって市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的とします。

(市民参画の基本原則)

第3条 市民参画は、市民の自主性が尊重されるとともに、すべての市民が参画できるものとします。

2 市民参画は、市民と市の市政に関する情報の共有により行われなければなりません。

3 市民参画は、市民と市がまちづくりの協働のパートナーとして、相互の役割と責任を理解し、尊重しながら行われなければなりません。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主体として、自らの発言と行動に責任を持って市民参画を行うよう努めるものとします。

2 市民は、特定の個人や団体の利益ではなく、市民全体の利益を考慮して市民参画を行うよう努めるものとします。

3 市民は、市政への関心を高めるとともに、市民活動に関して理解を深め、促進するよう努めるものとします。

(市の役割)

第5条 市は、まちづくりの主体である市民に対し、市民参画の機会を積極的に設けるとともに、説明責任を果たすよう努めなければなりません。

2 市は、市政に関する情報を公平、的確かつ迅速に提供し、市民と情報を共有するよう努めなければなりません。

3 市は、市民の意向を把握し、市の施策へ反映させるよう努めなければなりません。

4 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民活動に協力し、促進を図るよう努めなければなりません。

(市民参画手続)

第6条 市民参画の手続(市民参画手続)

(1) 審議会手続 (2) パブリック・コメント(意見公募) (3) 市民説明会手続 (4) 地域ヒアリング

(5) ワークショップ手続 (6) 市民討議会 (7) 住民投票手続

2 市の機関は、市民参画手続のうち1つ以上を実施することにより、市民の意見を市政に反映させるものとします。

(市民参画手続の対象)

第7条 市民参画手続の対象となる事項は、次のとおりとします。

- (1) 総合振興計画などの市の基本的な政策を定める計画やそれぞれの行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定
- (2) 市の基本的な方向性などを定める憲章、宣言などの策定
- (3) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定、改正や廃止
- (4) 市民に義務を課したり、権利を制限したりすることを内容とする条例の制定、改正や廃止
- (5) 市民生活に重大な影響を与える制度の導入、改正や廃止
- (6) 広く市民に利用される建物などの建設についての基本的な計画の策定や変更
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参画手続を実施することが必要と認められるもの

(住民投票の実施)

第 31 条 市長は、市政に関する重要な事項について、広く市民の意思を確認するために、必要に応じて住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票を行う場合は、投票する事項ごとに、投票の期日、投票の資格、投票の方法、投票結果の公表その他必要な手続を規定した条例を別に定めるものとします

市長の対応が不明確、規定されていない

(住民投票の請求と発議)

第 32 条 市民のうち、選挙権がある者は、法第 74 条第 1 項の規定により、その総数の 50 分の 1 以上の者の署名を集めることにより、住民投票について規定した条例を制定することを市長に請求することができます。

- 2 市議会の議員は、法第 112 条第 1 項と第 2 項の規定により、議員定数の 12 分の 1 以上の市議会議員の賛成により、住民投票について規定した条例を市議会に提出することができます。
- 3 市長は、住民投票について規定した条例を市議会に提出することができます。

第 3 章 市民参画の推進のために

(市民参画の推進)

第 33 条 市の機関は、市政運営において、市民参画手続の対象となる事項に限らず、その他事業を実施するときには、市民参画の推進に努めなければなりません。

努力義務で罰則なし

(市民の意見の把握)

第 34 条 市の機関は、市民参画手続のほか、適切な方法で、市政運営に関する市民の意見を積極的に把握するよう努めなければなりません。

(実施予定と実施状況の公表)

第 37 条 市長は、毎年度、その年度の市民参画手続の実施予定と前年度の市民参画手続の実施状況を取りまとめて公表するものとします。

- 2 市長は、市民参画手続の実施予定を公表するときは吉川市市民参画審議会の意見を聴くものとします。

第 4 章 吉川市市民参画審議会

(設置)

第 38 条 市民参画の推進に関する基本的な施策や重要な事項を調査審議するため、吉川市市民参画審議会を設置します。

○吉川市情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する市民の権利を定めること等により、市の諸活動を市民に説明する責務の全うと、市民の市政への参加のより一層の促進を図り、もって市民の市政に対する理解と信頼を深め、公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1)～(7)号 : 詳細は条例本文参照

(実施状況の公表)

第31条 市長は、毎年度、実施機関における公文書の公開に関する実施状況を取りまとめ、公表しなければならない

年間数件しか公表されていない
(請求されていない)



吉川市で検討する背景は？

○市民と行政との協働に関する基本指針(吉川市)

はじめに

私たちがこれから目標としているまちづくりは、住みよい地域を目指し、市民がまちづくりの主体となる「住民自治」の実現です。

今日、社会的課題に積極的に取り組む市民活動が活発化し、その存在は大きな潜在能力と可能性を秘めた公共の新たな担い手として期待されています。

一方、少子高齢化、環境問題、情報化社会、団塊世代問題など社会情勢が著しく変化する中で、市民のライフスタイルやニーズが急激に多様化・高度化し、自治体においては本格的な地方分権が進み、地域の様々な課題や市民ニーズには、もはや行政だけでかかえきれないものになってきています。

このような状況の中、「住民自治」を実現する方法の一つとして「協働」があり、吉川市において、そのルールや今後の方向性を示したものがこの協働指針です。

吉川市は、中川と江戸川にいだかれた美しい田園風景に恵まれ、長い歴史に育まれた伝統と近年の人口増加に象徴される新しい息吹が共存するまちです。

市民と行政という二つの川の流れが重なり、「協働」という大きな流れになることを願いながら、この指針を積極的に活用し、新しい吉川市のまちづくりの実現に向け、市民と行政がお互いに手を取り合い、一緒に進んでいきたいと考えています。

Q1: 協働って何だろう？(協働の定義)



協働、それはまちづくりの主体となる「住民自治」を実現するための一つの手法なんだよ！

「協働」とは・・・

「市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力すること」
「吉川市市民参画条例」より

「協働の主体・対象・形態」について・・・

協働を実際に行う主体、相手方となる対象、実施するための形態は自治体によって、それぞれ異なっています。吉川市では、協働の主体・対象・形態を「公益性(社会一般の利益)があれば、幅広くとらえよう」と考えています。これは、一人でも多くの市民に協働に関わって欲しいという強い願いが込められているからです。なお、協働の概念としては「市民と市民との協働」も考えられますが、この指針では「市民と行政との協働」に限定して考えています。

- ①協働の主体:公益性があれば誰でも主体とすることができます。
- ②協働の対象:幅広く吉川市に関わる人は全て対象となります。
- ③協働の形態:目的に公益性があればどのような形でもかまいません。

⇒この指針では、「市民と行政との協働」に限定しています。

市長、議会(議員)、地域社会団体(コミュニティ組織)、企業は？

「参加も協働」・・・

同じ参加でも、「単に公共サービスを受けるだけの参加(受動的な参加)」と「自らの意思で計画から実現の過程において主体的に関わる参加(能動的な参加)」の2種類に分けることができます。「受動的な参加」は、市民の関わりやつながりを拡大していくためには、非常に大切なものですが、それだけでは協働と言うことはできません。この指針では、「能動的な参加」を協働に結びつく重要な要素として考えています。

例)マラソン大会に参加する



Q4: 協働を進めるうえでの課題は？(協働の課題)

この指針を作る時にたくさんの方から話を聞いたよ！そこから見えてきた吉川市の課題を「市民」「行政」そして協働の入口となる最も重要な要素の一つ「参加」に分けて、考えてみたよ！



全て「～が必要」の表現？21年3月時と現在で改善がなされているか？フォローは？

課題	内容	分類
2: 活動の拠点・情報交換の場の不足	◇活動の拠点・情報交換の場とセッションの充実が必要	行政の課題
3: 協働によるまちづくりに対する意識	◇協働によるまちづくりの認識・理解を深める働きかけが必要 ◇市・市民の手で、積極的にまちづくりに取り組むという意識が必要 ◇市・行政と一緒にまちづくりに取り組んでいくという意識が必要	
4: 市民活動団体の活性化	◇市民同士のつながり・ネットワークの構築が必要 ◇人材育成が必要	
1: 市民ニーズの的確な把握		参加の課題
2: 市民との協働に対する意識	◇協働に対する市職員の意識改革が必要 ◇協働に関するしくみづくりが必要	
3: 行政のしくみが不明瞭	◇行政のしくみの明瞭化が必要 ◇情報提供と対話の充実が必要	
1: 人が集まりにくい	◇市民同士や地域における自発的交流・コミュニケーションづくりが必要 ◇実施主体側の創意工夫と根強い働きかけが必要	
2: 参加する時間がない	◇市民ニーズの把握と参加しやすい時間帯と環境の配慮が必要	参加の課題
3: 必要な情報が入りにくい	◇情報の集約化・整備が必要 ◇相談窓口の存在が必要 ◇情報発信基地の存在が必要	
4: 特定の人への負担が大きい	◇あらゆる世代の新たな人材の発掘が必要	

第2回学習会で整理した問題・課題がほぼ集約されている

Q5: 協働を行うときのルールってあるの？（協働の原則）

協働には信頼関係が大事！
そこで、協働の課題を考え
たうえで、次のような
「協働のルールとマナー」
をつくったよ！



❖ よしかわ協働ルール ❖

～協働を行うとき、市民と行政が守るルールは次のとおりです～

- 1: 目的共有・目標一致のルール～めざすところは一緒**
協働を行うときには、何のために協働をするのかという「目的」と、いつまでにどれだけの成果をあげればいいのかという「目標」をお互いに一致させ、共有することが必要です。
- 2: 役割分担のルール～お互いに責任を持つ**
協働を行うときには、市民と行政のどちらか一方だけが取り組みを表現をするわけではなく、「市民だからできること」、「行政だからできること」を明確に分担し、あらかじめ合意形成を図った上で、お互いに足りないところを補い合いながら進めていくことが必要です。
- 3: 公開のルール～開かれた関係**
協働を行うときには、常にお互いの情報を公開し、共有し、ともに社会に対する説明責任を果たしていくことが必要です。
- 4: 評価のルール～次への第一歩**
協働を行った後は、お互いがそれぞれの目線で導入から成果について評価し、次の新たな事業につなげていくことが必要です。

❖ よしかわ協働マナー ❖

～協働を行うとき、「よしかわ協働ルール」を守った上で心がけるマナーは次のとおりです～

- 1: 対等のマナー～どちらも主役**
市民と行政が上下関係になるのではなく、対等なパートナーとして認識していくことが大切です。
- 2: 相互理解のマナー～お互いを知る**
お互いの能力、特性、立場を認め、理解し合い、信頼関係を築くことが大切です。
- 3: 自主性尊重のマナー～良好な関係を保つために**
協働を行っている場所を十分に生かすため、お互いの自主性を尊重し、それぞれの領域に踏み込み過ぎず適切な距離を保つことが大切です。
- 4: 自立のマナー～自分の足で歩く**
お互いが常に自立した存在として、どちらかに依存することのない関係を築くことが大切です。

Q6: これからどのように取り組んでいくの？（協働の推進）

協働のまちづくりを
実現するために、
次のような取り組みを
行っていくよ！



主な取り組み

- 1: 市民の自治意識の高揚**
・市民の自治意識を育て、高めるために取り組んでいきます。
・「行政が何とかしてくれるだろう」という意識ではなく、「自分たちで」という意識を高めます。
- 2: 新たな人材の発掘と育成**
・必要な時に必要な人材を活かすことに取り組んでいきます。
・子どもたちには、地域活動やボランティア活動の機会を提供します。
- 3: 行政職員の意識改革**
・「市民に何かしてあげる」から「市民と変えていきます」
・縦割り組織から横断的に連携して機能する組織改革を進めます。
- 4: 話し合いをするための場・機会の拡大**
・お互いが対等に話し合える場と機会を増やしていきます。
・市民が話しやすい雰囲気づくりを心がけるとともに、市民の声を聞く姿勢と職員のコミュニケーション能力を高めていきます。
- 5: 協働を実行するための制度づくり**
・市民のアイデアや提案を受け入れ、一緒に検討していく体制づくりを進めます。
- 6: 協働事業の分析と評価**
・「導入」、「過程」、「成果」における分析を行い公表していきます。
・評価システムについて研究していきます。
- 7: 情報の共有化**
・情報提供の場、新たな情報提供システムの構築を進めていきます。
・市民相互のネットワーキングづくりと市民の情報発信力を支援していきます。
- 8: 市民活動の拠点づくり**
・市民活動の拠点づくりを進めていきます。
- 9: 協働を推進するための体制づくり**
・協働を継続的に推進、研究していく体制づくりを進めます。
- 10: 市民と行政をつなぐ組織の支援**
・市民主体で運営する中間支援組織の活動を支援していきます。
- 11: この指針の取扱い**
・この指針は、その時々々の社会情勢や時代背景の変化、さらには本市における協働に関する現状にあわせて見直しを行います。

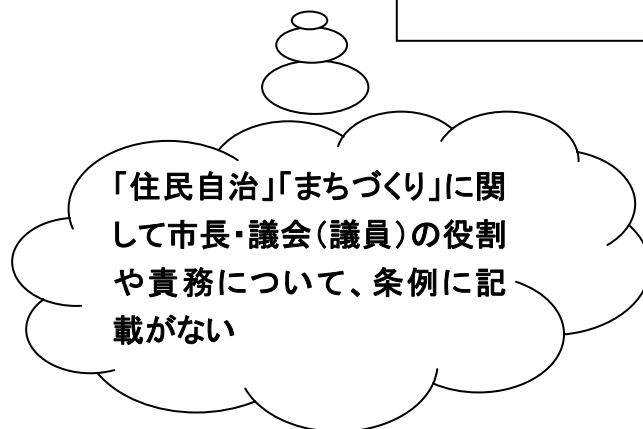
さらなる具体化が、そして結果の評価が？

～進めます、～提供します、～支援します、～変えていきます、～研究します… 23年3月以降の具体的な取り組みは？

吉川市条例(条例、規則、告示、訓令)

○ 第1編 市民	
	条例数
第1章 総規	16
第2章 行政手続	3
第3章 安全安心	18
第4章 保健・福祉	41
第5章 市民生活	19
第6章 住環境	50
第7章 子育て	27
第8章 教育	15
第9章 産業	25
第10章 納税・納付	12
第11章 選挙・政治	16
第12章 議会	8
第13章 市民参画	10
第14章 施設利用	41
第15章 補助金等交付	80
第16章 その他市民に関する例	4
合計 385	

○ 第2編 市政運営	
	条例数
第1章 市政全般	11
第2章 安全安心対策	11
第3章 議会事務	8
第4章 市長部局組織	7
第5章 事務総則	11
第6章 財務総則	6
第7章 契約事務	15
第8章 財産管理	18
第9章 保健・福祉事務	19
第10章 市民生活事務	2
第11章 住環境事務	5
第12章 子育て事務	5
第13章 産業事務	1
第14章 課税・収納事務	2
第15章 職員	62
第16章 給与等	31
第17章 水道事業	13
第18章 教育委員会	40
第19章 選挙管理委員会	2
第20章 監査委員	2
第21章 公平委員会	8
第22章 農業委員会	4
第23章 固定資産評価審査委員会	2
合計 285	



○第5次吉川市総合振興計画

<計画策定の目的>

総合振興計画は、吉川市のめざすべき将来都市像やまちづくりの目標の実現のため、市政運営の長期的な指針を示すことを目的として策定するものです。

第4次吉川市総合振興計画は、「ひとに優しさ まちに安らぎ 未来に夢ある みんなのよしかわ 市民主役の都市構想」を将来像に平成23年度を目標年次とする基本構想と前後期5か年の基本計画及び3か年の実施計画をもってまちづくりを進めてきました。

現行計画が平成23年度で終了することに伴い、今後の社会情勢の変化を予測し、まちづくりの課題解決策を明らかにして、将来に向けたまちづくりの理念を、市民をはじめ様々なまちづくりの担い手と共有するため、第5次吉川市総合振興計画として今後の市政運営の方針を示すことを目的としています。

<計画策定の背景>

(1)人口減少時代の到来と人口構造の変化

- ア 少子・高齢化が社会にもたらす様々な影響
- イ 少子化の要因と求められる少子化対策
- ウ 高齢化の要因と求められる高齢化対策

(2)安心・安全を求める意識の高まり

- ア 防災対策
- イ 防犯対策
- ウ 消費者対策

(3)環境意識の高まり

- ア 地球温暖化抑制の取り組み
- イ 生物多様性保全の取り組み
- ウ 廃棄物・リサイクル対策への取り組み

(4)グローバル化する社会情勢

(5)ライフスタイルの変化

(6)市民と行政による協働のまちづくり

(7)地方分権改革の推進

- ア 行政改革の推進
- イ 財政の健全化

(8)教育環境の変化

- ア 学校教育
- イ 生涯学習

(9)吉川市を取り巻く都市環境

<基本構想>

1. 基本構想の役割

この基本構想は、市民をはじめとして本市にかかわる人々や団体などに、めざすまちの姿、およびこれを実現するための基本目標と取り組みの基本方向を明らかにし、それぞれの役割と責任を担いつつ協働して進めるまちづくりの指針となるものです。

また、基本構想は、市の各分野における行政計画や基本方針を統括する計画として、今後の市政運営を総合的、計画的に進めていく上での行政計画でもあります。

2. 目標年次

平成33年度(2021年度)とします。

3. めざす将来都市像

「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」

吉川市の特徴である田園(自然)風景を残し、市民の安らぎの空間を保ちつつ、新たなまちづくりを活かし、人の交流や働く場を産み、仕事も生活も充実することで、全ての市民の暮らしが快適になり、活力あふれるまちが実現される姿を表したものです。

4. まちづくりの基本理念

(1) 市民の幸福感の向上

まちづくりの最終目標は、市民一人ひとりの福祉(幸福感)の向上にあります。

このため、吉川市では、市民の幸福感が満たされるまちづくりを進めます。

(2) 吉川市の価値を高める

みどり豊かな自然環境、住みやすい住環境、人と人の結びつき、歴史など、吉川市には、先人達が築き、また守ってきた特色があります。

このため、吉川市では、今ある特色を一層活用し、吉川市の価値を高めるまちづくりを進めます。

(3) 共にまちを想い、共にまちを創る(共想・共創)

価値観が多様化する中、吉川市にかかわる全ての人々が、将来に向けたまちづくりの理念を共に想い描き、めざすべき姿に向かって、それぞれの立場と能力を活かして共にまちづくりを進めます。

<答申にあたり審議会からの意見>

1 将来都市像に係る意見

(略)

2 将来人口に係る意見

(略)

3 個別行政計画との関係に係る意見

この基本構想は、**すべての行政計画の上位計画にあたる**。そこで基本構想が策定されたのならば、**既存の個別行政計画との整合性を確認**する必要がある。

基本構想と個別行政計画に齟齬があっては統一的な行政運営が実現されない。

そこで、基本構想が策定された際には、再度、既存の個別行政計画を確認し、その整合性を明確にしてほしい。

ここからも、現状の課題が見えてくる

<基本計画:まちづくりの目標の指標> 過去の達成度が低いと思われる指標(項目)

指標名	測定方法	単位	現状値 測定日	目標値 H28年 度
〇ふれあい・交流・協働のまちづくり(市民交流部門)・・・8指標(項目)中				
地域コミュニティ活動への参加率	1年以内に地域活動に参加したことのある市民の割合(市民意識調査)	%	48.7 H23. 10. 21	60
男女平等意識	男女が平等であると感じる市民の割合(市民意識調査)	%	36.5 H22. 9. 15	43
審議会等委員の女性割合	市の審議会等委員の総数に対する女性委員の割合	%	24.1 H23. 3. 31	40
市民参画度	市民参画手続き1 案件あたり、全市民に対する市民参画手続きの参加者または意見提出した総人数の割合	%	0.4 H23. 3. 31	0.8
〇元気・健やか・幸せのまちづくり(健康福祉部門)・・・9指標(項目)中				
子育てしやすさの満足度	18歳未満の子の保護者の現在の子育て環境に対する満足率(市民意識調査)	%	62 H23. 10. 21	70

高齢者の日常生活における満足度	65歳以上の高齢者の現在の生活に対する満足率 (市民意識調査)	%	65.5 H23. 10. 21	70
障がい者計画に基づく事業実施率	障がい者計画に掲載された事業のうち実施されている事業数の割合	%	—	85
スポーツの実施率	20歳以上で週1回以上スポーツを行うと答えた回答者の割合 (市民意識調査)	%	47.8 H23. 10. 21	55
生活自立率	就労支援対象者数に対する就労自立により保護の廃止となった人の割合	%	8.2 H23. 3. 31	8.2
〇うるおい・安心・快適なまちづくり(生活環境部門)・・・17指標(項目)中				
浄化槽の法定検査受検率	浄化槽法11条の検査を受検した割合 受検率(11条検査を受検した数÷浄化槽の総数)	%	3 H23. 3. 31	20
総資源化率	年間ごみ発生量に対する年間総資源化量の割合	%	18.61 H23. 3. 31	25
自主防災組織率	全世帯数に対する自主防災組織に加入する世帯数の割合	%	71.8 H23. 3. 31	78
自主防災会の訓練参加率	各自主防災会の地域における人口に対する防災訓練参加者数の割合	%	6 H23. 3. 31	10
浸水被害の軽減に対する市民満足度	「浸水被害の軽減」についての満足率 (市民意識調査)	%	60.2 H23. 10. 21	70
安全な水の安定供給に対する満足度	安全な水の安定供給についての満足率 (市民意識調査)	%	78.3 H23. 10. 21	80
人口千人当たりの犯罪発生件数	人口千人当たりの市内で発生した犯罪認知件数	件	14.3 H23. 3. 31	12.15
交通事故年間死傷者数	市内で発生した交通事故による死傷者の数	人	342 H22. 12. 31	307
人口千人当たりの交通事故発生件数	人口千人当たりの市内で発生した交通人身事故件数	件	4.33 H22. 12. 31	3.90
住宅用火災警報器の設置率	住宅用火災警報器を設置しているとアンケートで答えた世帯数の割合	%	53.6 H23. 4. 1	80
普通救命講習受講率	15歳から65歳までの人口に対する普通救命講習の延べ受講者の割合	%	8.5 H23. 3. 31	20
〇躍動・活力・賑わいのまちづくり(地域振興部門)・・・9指標(項目)中				
土地利用に対する市民満足度	土地利用の取組みについての満足率 (市民意識調査)	%	58.5 H23. 10. 21	60
道路整備に対する満足度	道路整備に対する満足率 (市民意識調査)	%	40.3 H23. 10. 21	45
公共交通の充実に対する満足度	公共交通に対する満足率 (市民意識調査)	%	45.2 H23. 10. 21	50
市内商店に対する魅力度	市内に魅力ある商店がある(買い物がしたい)と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	76.0 H23. 10. 21	78.5
〇生きがい・学び・伸びゆくまちづくり(教育文化部門)・・・6指標(項目)中				
生涯学習活動に対する満足度	生涯学習活動に対する満足率 (市民意識調査)	%	52.1	70

			H23. 10. 21	
学校教育に対する市民満足度	学校教育に対する満足率（市民意識調査）	%	49. 1 H23. 10. 21	60
幼稚園・保育園への入園率	3歳から5歳の全幼児数に対する幼稚園・保育園へ入園している幼児数の割合	%	88. 3 H23. 11. 1	95
家庭教育学級への参加率	幼児から中学生までの子を持つ保護者に対する家庭教育学級参加者数の割合	%	36. 8 H23. 10. 31	50
芸術文化に触れ合う機会の満足度	芸術文化に触れ合う機会の満足率（市民意識調査）	%	39. 1 H23. 10. 21	50
〇まちづくりの推進のために(行政運営)…10指標(項目)中				
「広報よしかわの掲載内容」に対する市民満足度	広報よしかわの掲載内容に対する満足率（市民意識調査）	%	79. 1 H23. 10. 21	80
情報公開制度の認知率	情報公開制度を「知っている」と回答した割合（市民意識調査）	%	15. 5 H23. 10. 21	30
吉川市全体の取り組みに対する満足度	行政サービスについての満足率（市民意識調査）	%	72. 7 H23. 10. 21	73

まちづくりの理念、想い、進むべき方向が明確になっていますか！
市民に理解され、認識されていますか！
市民の考え、意見が反映されていますか！

市民、行政をはじめ市長、議会（議員）、地域社会団体、企業等の一人ひとりが、まちの現状を理解し、認識し、互いに共有して、自らの考えや意見を述べることができる環境づくりと夫々の意識改革が求められている。そのために何をすべきか夫々が役割を自覚して、具体的な行動に一步踏み出していかなければならない。

自治基本条例がまちづくりの手助けになるのか！ 条例を作りっぱなしで終わらせるのか！ 条例を生かすも殺すも市民の双肩にかかっている。

さー、しっかり学習し、検討しましょう！

吉川市の現状の問題・課題と「解決優先度」「住みよさ評価」「責務と役割」のマトリクス

五助部門	要望 問題 課題	内容	優先度	住みよさ						責務と役割						
				安心度	利便度	快適度	富裕度	住居水準 充実度	その他	市民	行政	市長 (首長)	議会 (議員)	企業	その他	
家族部門	問題	男性が介護する場合、女性に比べて生活技術に乏しく、介護負担がより生じることもある。 一般的に、「農家の女性は、農業や家事の負担が大変」と思われ、後継者問題の一因にもなっている。実際、年々、農家が減っており、後継者問題は深刻である。 共働き世代が増え、孫の面倒を見ている祖父母が非常に多い。育児の経験不足から、どう接してよいか分からない祖父母も多い。男性の育児参加は大切である。		○							○					国
	課題	犬の糞害、猫の放し飼いによる糞害、住民の意識が低い。 女性の就労者が少ない。その一因には、男性の通勤時間が長く過程時間がほとんどない生活を送っており、女性が一人で子育てと家事を担っていることがある。 家庭の中の男性の意識、職場の理解が大きく影響する。				○					○					
コミュニ ティ部門	要望	家の近くの畑の消毒はやめてほしいです。洗濯物に臭いが付いて臭くてたまりません。不便です。どうかしてほしいです。				○					○	○				
	問題	参加者の不足と固定化								人	○	○				
		活動の拠点・情報交換の場の不足														
		人が集まりにくい														
		参加する時間がない														
		必要な情報が入りにくい														
		特定な人への負担が大きい														
		高齢者世帯が増えており、自治会の運営など、この先の活動に不安がある。														
		人口が増え、地元行事への参加など、元々の住民と新住民の意識の差を感じる。														
		自治会や近所のコミュニケーションが希薄になった。新住民の自治会意識が低い。														
自治会活動、コミュニティ活動の不明確さ。																
自治会活動に関心が無い。																
地区の行事に参加しているのに、どうしたらお祭りの神輿を担げるのか知らない。																
課題	参加への働きかけ									人	○	○			組織	
	市民のつながり・ネットワークの構築、人材育成															
	市民同士や地域における日頃の交流・コミュニケーションづくり、実施主体側の創意工夫と根強い働きかけ															
	市民ニーズの把握と参加しやすい時間帯と環境の配慮															
	情報の集約化・整備、相談窓口の存在、情報発信基地の存在															
	あらゆる世代の新たな人材の発掘															
	昔から住んでいる方の活動が中心となり、時代に合わなくなっている。															
	新しい住人が増えている今、そういう情報を通して地域のつながりが作れないものか。															
	自治会活動にも参加しやすい環境づくり、意識改革が必要であると考え。															
	私の家には、吉川の広報が届いていないので、何をやっているのか全く分かりません。なので、このアンケートには答えにくいです。															
ボランタ リー部門	問題	協働によるまちづくりに対する意識 市民活動団体の活性化								人	○	○				
	課題	活動の拠点・情報交換の場とコミュニケーションの充実 協働によるまちづくりの認識・理解を深める働きかけ、市民が自づからの手で、積極的に行政と一緒にまちづくりに取り組んでいくという意識				○					○	○				

市場部門	要望	吉川駅から22時以降のバスが少ない。 交通の便が少ない(バス、鉄道) 商業施設が乏しい				○								○				
	問題	商業店舗が減り、メイン通りの空き店舗が目立つようになった。 大型ショッピングセンターが近隣にできたため、市内の商業的活気が落ちている。 埼玉都民が多く、ベッドタウンと化している。				○								○				
政府(行政)部門	要望	大学が誘致できれば情報発信や活動推進のエンジンとなり、若者呼び込むことができる。								活力				○				
		病院を誘致する。総合病院を設置してほしい。																
		若い人が勤める企業を誘致する。																
		街灯が少なく、夜は暗い。																
		表通りから裏通りに入ると暗い。																
		自動車道路は便利になったが、歩道はぼこぼこして通りづらい。農村部の道路はひどいまま、市街化区域と調整区域で差が大きい。																
		さくら通りに桜歩道を整備して、観光客拠点にできればよい。																
		なまず資料館を設置し、なまずの里をPRする。																
		総合公園ができ、老若男女を問わず、憩いの場ができるとよい。																
		インターネットをできないのは仲間はずれか！																
		施設が不足している。																
		学童保育の受け入れが小学3年生までなのが不満。																
		大雨が降ると道路がすぐ冠水する。																
		災害時、市役所が最初に壊れそう。																
		街灯などが少なく夜道が歩けない。																
		公園で高齢者同士の酒盛りや夜、中・高生が集まっていて不安を感じる。夜の公園は全くされていなくて危ない、恐ろしいぐらいです。																
		子供がタバコを吸っているのにパトロールの人は注意しない(見て見ぬふり)。パトロールをする人の教育が必要。																
		通学路の歩道を整備してほしい。																
		新聞等の盗難にパトロールを出しているが、人件費やガソリン代の方が高い。パトロールは必要ない。																
		中川に架かる橋が少ない。																
		公共交通、雇用が市の助成面から非常に重要と考えます。次に福祉、教育、防犯面の強化を考えます。今後、ますます歳入と歳出の財政が厳しくなります。適正な市民サービスで健全なまちづくりをお願いします。																
		地域格差を少なくしてほしい(道路整備、街灯、防火設備など)。路線バスの新設。																
		人口増加に伴う緊急医療の充実と高齢化対策、総合病院の誘致																
		人の集まる環境、人の集まる高校、大学の誘致																
		集中豪雨たいさく(下水の排水)、治安対策(夜道の街灯)																
		公共交通機関の充実(終電の延長、バス路線の網羅、災害対策の新たな橋の整備)																
		医療機関の充実(大きな病院がなく、近隣市に頼っている)																
		道路整備、橋の新設																
公共施設や学校に聴覚障害者用の火災報知機を設置してほしい。																		
長時間待つことが難しい障害者に対応した専門の医療機関を充実させてほしい。市単独で難しいことは広域で整備を願う。																		
視覚障害者のためにも、バス停留所のアナウンスをきちんと行っていただきたい。																		
障害者に対する啓発活動の不足、特に学校教育の中で理解を深めるように啓発に努めてほしい。																		

要望・陳情団体(市民) ⇒ 政策市民 への脱却

問題	市民ニーズの的確な把握									コミュ			○	○	○		
	市民との協働に対する意識																
	行政の仕組みが不明瞭																
	旭・三輪野江地区は店も少なく、バス路線網も良くないので、高齢者が大変である。																
	武蔵野線の終電が早く不便である。																
	吉川市に架かる橋が渋滞する。																
	パソコンがないからホームページを見たことがない。																
	パソコンを使える方には良いと思いますが、使えない者としては考えてしまいます。																
	入居者数に限りがある。料金が安い。																
	保育所が少ない。幼稚園や保育園にスムーズに入園できない。																
	県道の歩道は狭すぎて危険である。																
	雨の日は道路が渋滞してバスが時間通りに駅に着かない。																
	仕事をしながら子育てするにあたり、学童保育、ファミリーサポート共に3年生で終了してしまうので、安心して働けない。																
	吉川駅南ロータリーで、数人の若者が大声を出したり、中腰で喫煙したり、近くに交番もあるのに平然と集まっています。駅を降りて帰路する際に、とても嫌な光景です。対策はないにしろ、もっといろんな意味で明るくしてはいかがでしょうか。																
	防災無線は緊急時の情報提供手段が、聴覚障害者には伝わらない。																
	災害時に避難所で集団生活を営むことは困難、必要な薬が入手できなくなるなど災害時の課題が多い、障害者を交えた意見交換が必要。																
	吉川市ではボランティアがまだ根付いていない。																
	バスで障害者手帳を提示すると嫌な表情や面倒くさそうな態度をとられ、何度も不快な思いをした。																
	まちでは店の看板やのぼりが道路にはみ出し、視覚障害者の歩行を妨げている。																
母子手帳交付時に出産後の生活について聞くと、仕事をしている女性のうち、8割が「産後は退職します」と言う。働き続けるという女性も、保育所の入所や育児休暇の取得など不安を感じている。								○							○	国	
課題	情報の送受信方法の確立、市民が話しやすい環境づくり									ソフト			○				
	協働に対する市職員の意識改革、協働に対するしくみづくり																
	行政のしくみの明瞭化、情報提供と対話の充実																
	保育所を増やし、子供を育てる環境を整備する。																
	知名度が低い、観光名所がない。																
	乳児の検診や母親学級などがすべて平日なので、仕事をしていると参加できない。																
	健康増進のために、スポーツに参加しやすい環境づくりが必要だと思う。																
	「避難所で生理用品の発想がなかった」など、男性だけ、女性だけで仕事を進めてはいけない。さまざまな角度からの意見がある事が大切である。																
第5次総合振興計画審議会の女性登用率が0%であった。その一因には依頼した選出母体の代表者が男性ばかりであったことが挙げられる。																	

項目	評価 (吉川市)	説明	評価を下けている項目(内容)・他
全国市区(707市区)の経営革新度(行政革新度)調査結果(2011年10月1日、日経新聞) 吉川市の結果(アンケート回答より) ここからも課題が見えてくる			
総合評価 順位	153(114)		1位(三鷹市、前回も1位) 埼玉県: 吉川市(153位←114位)(県内順位 12位←8位) 戸田市(11位←52)、春日部市(32←293)、加須市(34←225)、熊谷市(37←82)、 越谷市(57←50)、草加市(80←55)、朝霞市(114←252)、さいたま市(114←118)、 和光市(123←201)、北本市(125←101)、川口市(133←193)
総合評価	BBB(A)		評価:()内は2008年9月1日(750市区)、格付付:AAA~Cの9段階
透明度	BB(BBB)	情報公開など行政運営の透明性を測定(計15項目)	
		Q1-SQ2	情報公開条例に請求資格者に制限を設けず「何人」も請求できることが明記していない。
		Q1-SQ3	首長文書費の用途は一部公開
		Q1-SQ4	情報公開条例の公開対象に外郭団体は含めていない。
		Q2	議会の議事録をホームページで一部公開
		Q3	議会の審議をインターネットで配信しておらず、今後も未定
		Q6	オンブズマン制度を設けていない。 工事以外(各種業務委託、物品購入等)の入札予定価格の事前公表は一切公表していない、事後公表は情報公開請求によらずに全面的に公表している。
効率・ 活性化度	BB(BBB)	行政評価や業務のアウトソーシング(外部委託、職員提案制度など)の実施状況(22項目)	
		Q9-SQ4	行政評価の結果を、組織改正や人事改革に、査定段階で参考程度に反映
		Q9-SQ5	行政評価の結果を、翌年度の予算編成に何らかの形で反映する制度を作る方向で検討中
		Q11	事業別または施設別の財務諸表は作成していない
		Q12	財務諸表の数値を分析した結果などを、翌年度の予算編成に一切反映させていない
		Q14	学校給食を民間に委託していない
		Q15	庁舎内で電子文書決裁システムを導入していない
		Q18	指定管理者選定までのプロセス・結果を自治体のホームページに一部公開している 職員の人事で、庁内公募制を設けているか?(無回答)
市民参加 度	BB(A)	市民が地域(又は)に参画できる体制を測る(16項目)	
		Q20-SQ	自治体の村属機関のうち、公善住民が実際に委員として入っている村属機関の比率が30%未満
		Q22	NPOなどの市民活動団体への支援を目的とした条例は制定していない
		Q23	自治体設置による住民利用施設の集会所施設(コミュニティーセンターや公民館等)の施設運営管理を、自治会やNPOなどの住民組織にゆだねていない
		Q24	自治体設置による住民利用施設の集会所施設(コミュニティーセンターや公民館等)の新設または建て替え時に、構造・設計段階から一般住民(市民団体・グループ代表は除く)が自由に意見や提案ができる手続きを、一部の施設で採用している
		Q25	自治基本条例など、自治の基本や住民主体の自治を包括的に定め「自治体の憲法」である条例を制定していない
		Q26-SQ	住民満足度調査で示された「住民の不満または不満理由」を解消するための取り組み体制を整備しているか?(無回答)
		Q27	自治体のホームページには、掲載された情報の中身やアクセスのしやすさについて、市民が画面上で評価したり意見を言ったりする仕組みを作る方向で検討中
		Q28	自治体ではホームページ以外にフェイスブックやツイッターなどSNSを活用した情報提供を行う方向で検討中
利便度	A(A)	窓口・公共施設サービスの利便性を測る(24項目)	
		データ(資料)なし	
自治基本 条例制定 市区	制定している	161市区(228%)	
	今年度までに制定予定	35市区(5%)	
	制定に向け検討中	118市区(168%)	
	制定していない	232市区(331%)	

別紙3							
全国市区の住みよさランキング調査結果(東洋経済新報社)							
<p style="text-align: center;"><吉川市ランキング></p>							
2012年6月29日 (788市区)	?位(県内? 1位ふじみ野市(73)、2位八潮市(105)、3位戸田市(106))			全国1位 印西市(千葉県)			
2010年6月23日 (809市区)	58位(県内2位、 1位戸田市)			全国1位 みよし市(愛知県)			
▼5つの観点と算出指標							
■ [安心度]							
○病院・一般診療所病床数(人口当たり)/10年10月:厚生労働省「医療施設調査」							
○介護老人福祉施設・介護老人保健施設定員数(65歳以上人口当たり)/10年10月:厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」							
○出生数(15~49歳女性人口当たり)/10年度:総務省「住民基本台帳人口要覧」							
■ [利便度]							
○小売業年間商品販売額(人口当たり)/07年:経済産業省「商業統計」							
○大型小売店店舗面積(人口当たり)/11年4月:東洋経済「全国大型小売店総覧」							
■ [快適度]							
○公共下水道・合併浄化槽普及率/10年3月:各都道府県資料、04年3月:環境省「汚水処理人口普及状況」							
○都市公園面積(人口当たり)/10年3月:国土交通省調べ							
○転入・転出口比率/08~10年度:総務省「住民基本台帳人口要覧」							
○新設住宅着工戸数(世帯当たり)/08~10年度:国土交通省「建築着工統計」							
■ [富裕度]							
○財政力指数/09年度:総務省「市町村別決算状況調」							
○地方税収入額(人口当たり)/09年度:総務省「市町村別決算状況調」							
○課税対象所得額(納税者1人当たり)/11年度:総務省「市町村税課税状況等の調」							
■ [住居水準充実度]							
○住宅延べ床面積(世帯当たり)/08年10月:総務省「住宅・土地統計調査」							
○持ち家世帯比率/10年10月:総務省「国勢調査」							

2012. 7. 21

「吉川における自治基本条例を検討するいくつかのヒントを学ぶ」

NPO法人なまずの里福祉会

正座 正俊

【はじめに】 → 謝罪から入ります…。

今回の自分が役割を担うことになって、まじめに本と今までの学習会のレジュメを読み込みました。そうしたら、「考えてることや言われていることはわかるけど、それを吉川に当てはめるとどうか」といった点でヒントが全く得られない状況に陥りました。

そこで、何で自分がそこに陥ったのか、自分なりに分析をしてみました。

【そこで得た気づき】

グルグル頭で考えている中で、一つ出た結論は「自分が市民でない」ということです。

厳密にいうと、吉川市でNPO法人を運営していく中で、吉川市のいい点・そうでない点は見えてきているけど、自治基本条例や市民参画という視点で考えた場合、自分の中で吉川市は好き（仕事としてのやりやすさ、行政との距離感など）だけども、シンパシー（言い換えれば愛着でしょうか）を感じないということに気が付きました。

【越谷市自治基本条例と越谷市民の自分】

越谷市で平成21年に自治基本条例が制定され、その時に自治会に案内だったか、回覧だったかで周知依頼が来たように覚えています。その時、うちの自治会長は「よくわからないや」と投げたしまい、それに対して「いや、これは必要なものだから…」といったやり取りをしたことを思い出しました。

そもそも、代々その地域に住む方からすると「こりゃ、なんだ」というものであり、ベッドタウンとして使っている世代からすると「寝る時間に帰ってくるだけだから…」ということではないようなものなのかもしれません。

【吉川市における自治基本・住民参画とは】

上記のようなことを踏まえて、ヒントが浮かばずギブアップ寸前でしたが、自治基本条例を勉強するにあたって、もう1度考えてみました。

住民が自分たちで市政運営に参画していきたいと思うには、やはり「愛着」が必要だと思います。そして「愛着を持ちたい」から活動するのもかもしれません。

そういった意味では、新しく吉川に住むようになった方で、時間に余裕がある方がそういった活動に積極的に参加していくのではないのでしょうか。それは、これから先（たぶん死ぬまで）吉川市に住んでいく中で「住みよい街にしたい」意識が強いのが、それらの方々だと思います。また、市職員の方でも、他市に住む職員の方もいれば、地元代々の方もいるでしょうし、通勤の利便性から吉川に引っ越して来られた方もいると思います。また議員の方々も同じかもしれません。

【そこで考えたこと】

自治基本条例（まちづくり条例）というものは、市民参加・行政との協働といった点からも必要なものであると思います。

今までの先行事例も本に書いてあり、その良い点だけをピックアップして、きれいな条例を作ることもできるかもしれません。

しかし、吉川市には吉川市の良さがあり、吉川市でしかできない条例で、それをいろんな層の住民の方々が「これはいい！」とと思っていただくものにしなくては…と思います。

そうでなければ、作ったけれど「なんだこれ」（前述：自分のところの自治会長の事例）で放置されてしまうものになってしまいます。

そこで、自分が吉川市で仕事をするようになって「越谷市に住む自分が、吉川市に感じた良さ」というものを書いてみたいと思います。

【外から見た（？）吉川市のいいところ】

- ① 祭りがある。
- ② 越谷市みたいに大きくなくてバラバラになっていない。
- ③ 住民・団体の意見が市政に反映されやすい。（お金が出るものは除く）
- ④ 単純に「地元をよくしたい」と思う人が多い。（越谷はビジネス感覚が多い…）
- ⑤ 助け合いの精神はまだまだ存在し続けている。
- ⑥ 地元密着で暮らし続けている人が多い。

【終わりに】

今回、いろいろと勉強させていただく中で、大事なことは「いかにわかりやすく、いろんな層の市民を巻き込んでいくか」だと思いました。

吉川市はそれほど大きくない、顔と顔が見える市だと思います。

しかし、これから人口が増えていく中で、そういった部分が希薄になる可能性もあり、その前にまちづくりをどうするかという視点を持つものを作り上げていくことが大事なのかなと思いました。

第 7 回自治基本条例学習会

日 時	平成 24 年 8 月 18 日（土）10:30~12:00
担当者	辻田、中山（宏）
テーマ	「吉川市において自治基本条例を作るにあたっての検討課題とは何か」
内 容	<p>標記テーマに関して参加者 11 名（小川、中村（詠）、日暮、鈴木、八木、阿部、星座、青山、松浦、中山（宏）、辻田）によりブレインストーミング（BS）を実施した。その結果別紙に示す 48 の意見が出されこれらの意見を KJ 法により層別した。その結果、意見の多かった順位は下記のとおりであった。</p> <p>一位は「吉川市民力の不足」に関して 17 件 二位は「条例の理解を深める仕掛け」に関して 14 件 三位は「条例の意義」に関して 10 件 四位は「行政・地域」に関して 7 件</p> <p>さらに、それら層別の意見から投票した結果上位であった意見は下記の通り。</p> <p>5 票：しきいを低くしてはいりやすくする。 5 票：吉川市の良いところをもっとのばすことができるように。 5 票：導入のメリット・デメリットを明確にする。</p>
感 想	<p>日高先生の著書に書かれている検討課題としての例示は①コミュニティ一部門、特に自治会、町内会等とのインターフェイスのあり方②警察システムのあり方の再検討—不法投棄、不法駐車、迷惑行為③コミュニティレベルにおける裁判機能のあり方となっている。これに比べて吉川市での学習会で出された検討課題はすべて具体的な検討課題を拾い出す以前の全てが取り組みの前提条件としての課題ばかりが出された。すなわち吉川市における自治基本条例に関するレベルはまだまだ初期レベル、入門レベルの域を脱していないと言える。</p>
使用データ	<p>① ブレインストーミング資料 ② ブレインストーミング報告</p>

学習会記録

結果整理 総数48の意見が出された。

その意見をKJ法により以下のように層別した。

●条例の理解を深める仕掛け（14件の意見）

- ・しきいを低くして入りやすく
- ・面白くなき世を面白く。住民主体で面白い取り組みをしていくこと。
- ・市外で働く市民をいかに取り込むか。地元を目を向けさせるか。
- ・担当した者の自己満足に終わっていないか。市民目線が不十分。市民が何を望む？
- ・市におまかせの住民が多い吉川で住民自治条例がどこまで理解されるのか？理解されやすく、使いやすい条例でなければ意味がない。
- ・制定する段階でいかに市民を巻き込む機会をもうけることができるか。
- ・市民に対して自治基本条例とは？なぜ今このタイミングで？
- ・なぜ必要なのかを行政内および市民に理解してもらう必要がある。
- ・市民への情報発信（情報提供）をし、下地作りをする方法。
- ・どれだけ自分の問題として思えるか、思わせられるかという意識付け。
- ・できる限り多くの市民に「自分たちの条例」と思ってもらうことが必要。
- ・そもそも何なのか？の理解を深める必要。
- ・自治基本条例を身近に市民が必要と感じていない。
- ・市民に自治基本条例という言葉だけでも知ってもらうために、もっとたくさん参加しやすい講習会があると良い。

●行政・地域（7件の意見）

- ・吉川の良いところをもっとのばすことができるように。
- ・リーダーのやる気、行政の継続的意欲が必要。作るだけでは意味がない。
- ・自治基本条例に関して市長の公約の重さ。
- ・議会の理解を得るための作戦が必要。
- ・市で作られた施針や計画が机上のものになっていて、実際にどの程度使われているのかの検討の上に次の対策まで行くべきだ。
- ・核をどこに置くのか（場所）、（市のイメージ）シンボルは何か。なまずなのか。

●条例の意義（10件の意見）

- ・導入のメリット、デメリットを明確にする。お金の指標も必要。—市民への還元—
- ・吉川市に内在している課題を解決する仕組みがない。
- ・「画餅にきす」条例では意味がない。吉川流を盛り込むことが大切。

- ・ 継続性可能かどうか。
- ・ 既存の条例等との整合性を図る必要がある。
- ・ 条例と聞くと身構えてしまう。制定されて何が変わるのか分かりやすい説明が必要。
- ・ 具体的運用、展開、を容易にする方法は必要。
- ・ 自治基本条例をつくることによって期待できる効果や吉川の現状について、できるだけ詳しく考える必要がある。
- ・ PDCA を回す。継続は力、スパイラル UP。
- ・ 市民の義務が明確にされることが必要である。義務を果たすことで得られる利益（福祉）が望まれる。

●吉川市民力の不足（17件の意見）

- ・ 吉川市民のボランティア精神の未熟な実態。
- ・ 新しい公共を担う組織の絶対不足が致命的。
- ・ ボランテニア意識のある人材を育成する。
- ・ 吉川市の良い点を市全体で伸ばして行く。課題・問題よりも参画しやすいのでは。
- ・ 市民の意識が物質面に偏り過ぎているのでは。心の安定・充実に向かっていない。ゆとりって何？
- ・ 吉川市民の問題や課題に対する自己解決能力の絶対不足。
- ・ NPO(市民活動団体)の継続した安定的活動がまだ難しい。(カネ、ヒト、モノ・・・組織力)
- ・ 伝統的な地縁集団であるコミュニティ(地域のつながり)が希薄化している。(特に新市街地に顕著)
- ・ コミュニティ不足の原因は何か？
- ・ 既存のもの良さと新しい発想、その中で誰が(どこが)一歩踏み出して行くか。地域コミュニティの新しい担い手はでてくるか。大きくうって出て行くのは誰なのか？
- ・ 地域自治会にさえ参加しない住民が多い。
- ・ 市民がものを言う機会をつくる。(自治会、市、職場など、学校も含む)
- ・ 日々生きることにいっぱいいっぱいの人を支えること。そのためのわかりやすさ。
- ・ 商工会の現状や教育の現状を勇気をもってあらい出す。
- ・ NPO 団体などより、補助金を市からもらっている団体が吉川では大半をしめている。自立することが大事。
- ・ 競争的市場で吉川の商工会の現状と課題。
- ・ 地域自治会の弱体？

総括 総数48件をKJ法で層別した中で意見の多かった順は下記のとおり。

- 一位は「吉川市民力の不足」に関して17件
- 二位は「条例の理解を深める仕掛け」に関して14件
- 三位は「条例の意義」に関して10件
- 四位は「行政・地域」に関して7件

また、その中で参加者11名が各層別から投票した結果は下記の通り。

- ①「吉川市民力の不足」に関して
 - ・吉川市民のボランティア精神の未熟な実態。(3人)
 - ・新しい公共を担う組織の絶対不足が致命的。(2人)
 - ・ボランテニア意識のある人材を育成する。(2人)
 - ・吉川市の良い点を市全体で伸ばして行く。課題・問題よりも参画しやすいのでは。(2人)
 - ・市民の意識が物質面に偏り過ぎているのでは。心の安定・充実に向かっていない。ゆとりって何?(1人)
 - ・吉川市民の問題や課題に対する自己解決能力の絶対不足。(1人)
- ②「条例の理解を深める仕掛け」に関して
 - ・しきいを低くして入りやすく(5人)
 - ・面白くなき世を面白く。住民主体で面白い取り組みをしていくこと(4人)
 - ・市外で働く市民をいかに取り込むか。地元を目を向けさせるか。(1人)
 - ・担当した者の自己満足に終わっていないか。市民目線が不十分。市民が何を望む?(1人)
- ③「条例の意義」に関して
 - ・導入のメリット、デメリットを明確にする。お金の指標も必要。—市民への還元—(5人)
 - ・吉川市に内在している課題を解決する仕組みがない。(2人)
 - ・「画餅にきす」条例では意味がない。吉川流を盛り込むことが大切(2人)
 - ・継続性可能かどうか。(2人)
- ④「行政・地域」に関して
 - ・吉川の良いところをもっとのばすことができるように(5人)
 - ・リーダーのやる気、行政の継続的意欲が必要。作るだけでは意味がない。(4人)
 - ・自治基本条例に関して市長の公約の重さ。(1人)
 - ・議会の理解を得るための作戦が必要。(1人)

テーマ「吉川市において自治基本条例を作るにあたっての検討課題とは何か」

BSの4原則

1. 「批判をするな」：他人の意見を批判してはいけない。
2. 「自由奔放」：思いついた考えをどんどん言う。
3. 「質より量」：できるだけ多くのアイデアを出す。
4. 「連想と結合」：他人の意見に自分のアイデアを加えて新しい意見を述べる。

順番BSの方法（30分）

1. 発言の順番がまわってきたら必ず何か言わなければいけない。
2. 発言内容は一度にいくつあってもよい。
3. 思いついた発言内容を各人は簡潔にカードに記載する。
4. 発言は予定時間内で複数回巡回させる。
5. 進行係を1名を選ぶ。

質疑応答BSの方法（10分）

順番BSで出た意見をもとに、もっと多くのアイデアを出すために質疑応答BSを行う。
順番BSで出た意見ひとつひとつについて「この意見について何か疑問の点はありませんか」と聞いていきます。新たに出されたアイデアをカードに記載する。

KJ法による整理（20分）

1. 出された全てのカードを広げて関連するカードをまとめて表題を付ける。
2. 各グループ間の関連を付けてみる。
3. 各グループを定量的に評価する。

ブレインストーミングの総括（10分）

ブレインストーミングを行うにあたっての学習会のレビュー

1. 第1回学習会（平成24年2月18日（土）10時30分～12時）
担当：辻田、中山（宏）
テーマ「吉川における公・私部門の組織・活動の現状を下記の4つの視点で整理する。」
下記の4つの視点で整理することによって吉川のこれからの舵取りに必要な知見を引き出すことができる。
 - ① 社会的「市場」（ボランタリー部門）：例 NPO、ボランティア、CB、家族
 - ② 競争的市場：例 完全市場、規制緩和、社会サービス事業者、指定管理
 - ③ 伝統的非市場：例 地域コミュニティ、地域自治会、公団、公社
 - ④ 組織的市場：例 営利企業、公益事業、第三セクター、PFI
2. 第2回学習会（平成24年3月17日（土）10時30分～12時）
担当：日暮、安部

テーマ「吉川市に内在している諸問題を下記の5つのデータから整理する」

- ① 吉川市協働指針作成時の地域ヒアリングデータ
- ② 第5次吉川市総合振興計画作成時ヒアリングデータ
- ③ 市民意識調査データ(主として問題点および課題)
- ④ 市民討議会データ
- ⑤ その他

3. 第3回学習会(平成24年4月21日(土)10時30分～12時)

担当: 青山、辻

テーマ「吉川の社会を構成している多様なセクターの長所と短所を分析する。」

取り上げるセクター(部門)は次の5つ

- ① 家族部門
- ② コミュニティ部門
- ③ ボランティア部門
- ④ 市場部門
- ⑤ 政府(行政)部門

4. 第4回学習会(平成24年5月19日(土)10時30分～12時)

担当: 中山(浩)、小川

テーマ「自治・分権と参加・協働について理解を深める」

5. 第5回学習会(平成24年6月16日(土)10時30分～12時)

担当: 中村(詠)、富田

テーマ「自治基本条例の切り口を学ぶ」

- ① 目的、理念、基本原則—自治・分権と参加・協働
- ② 住民の権利—情報の共有、知る権利、プライバシーの保護
- ③ 住民の責務
- ④ 政策決定過程への住民参画、行政との協働とインターフェース
- ⑤ 住民投票
- ⑥ 議会の責務
- ⑦ 執行機関の責務
- ⑧ 連携と政府間関係

6. 第6回学習会(平成24年7月21日(土)10時30分～12時)

担当: 八木、星座

テーマ「吉川における自治基本条例を検討するいくつかのヒントを学ぶ」

・法制度改革のための分権改革戦略の一環、・住民自治・協働の基本ルール化、・担い手の責務・役割分担の明確化、・参加型・協働型行政の標準化、・優先順位の明確化、・政策体系・縦割り行政の総合化、・地域資源の統合による生き残り等々

以上

第 8 回自治基本条例学習会	
日 時	平成 24 年 12 月 23 日（日） 13:00～15:00
担当者	事務局
テーマ	日高昭夫先生をお迎えして
内 容	<p>1・開会 2・あいさつ 3・先生ご紹介 日高昭夫先生 山梨学院大学法学部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何を目標に制定するかが大事 ・自治基本条例が原点でそこから何らかのルールが出来たりする。 ・最高規範ではないが、その精神が大事。 <p>4・各担当者による学習会の内容と感想など 5・先生のコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民力の不足という言葉がよく出ているが、この学習会をしている事が市民力の表れである。 大変意識が高いと思う。 ・情報の共有が必要→自治基本条例により制度化して手続き ・国のお仕着せの制度ではいけない、その地域にあったものを作る ・何のために作るかが最も大切。 <p>質問より</p> <p>Q 自治分権と参加協働のベクトルについて A 自治分権とは、行政が国から離れて市民に向いていくこと Q 今ある条例が意味をなしていない、スカスカな感じがある A 手続きやルールができる、例えば協働指針を動かすためのルールができるなど</p> <p>Q2月9日 NPO フォーラムに向けてのアドバイス A ベクトルの縦軸（自治分権）の話は難しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の理解をしていただく ・ここからきっかけを作って広げる ・身近な課題解決

<p>感想</p>	<p>質疑応答の中で、下記の先生の言葉が印象に残ったとともに、これまでの疑問点が溶けた気がした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方分権一括法が出来て、市として独立した法人となることを宣言するための自治基本条例」 ・「この条例は国のお仕着せではない。必要性があって生まれるもの。何のために条例を作るのかが大事。」 ・「自治基本条例が出来たからと言ってすぐには何も変わらない。条例が原点となり、その他が動いていく。」 ・「『最高規範』→何の法的根拠もないが、それを謳うことによりその精神を重視する、遵守するもの。」 ・「行政と市民の関係をどう変えていくか。条例は職員も変えることができる。」 ・「どうせ作るなら、課題解決ができる仕組みを。地域コミュニティが活性化するための仕組みづくりを。」
<p>使用データ</p>	<p>これまでの学習会の報告書。</p>

NPOフォーラム『第6回よしかわ市民広場』

《協働社会》が目指す新しい「自治」のかたち～自治基本条例を学習して～

日 時 平成 25 年 2 月 9 日(土) 午後 2 時～4 時
会 場 市民交流センターおあしす 2 階 フィットネスルーム

1. 開会

2. あいさつ NPO 連絡会代表世話役 中山宏司

市長の公約の中で自治基本条例に触れており、こういうものを吉川市で作るのならもう少し勉強しておこうではないかということで 1 年間勉強してきた。その集大成ではないが、最後に山梨学院大学から日高昭夫先生をお迎えして、地域のために我々がどんなことをできるか、というような内容でお話いただくことになった。この中



には地域で活躍している方がほとんどかと思うが、これから大災害も噂されている中、地域の繋がりが非常に大事だと言われていますので、その辺を踏まえ、忌憚のない座談会、あるいは勉強会にしたいと思う。

3. 基調講演

「身近な課題解決のための私たち市民ができること」

講師：日高昭夫先生 山梨学院大学法学部長

自治基本条例という難しいテーマに対し、沢山の市民の皆さんが集まって、非常に羨ましいなと思う。先ほど自治基本条例の経緯についてお話があったが、埼玉県に色々と大学があ



る中、なぜ私が呼ばれたのかが最初の疑問かと思う。

市民活動を行っている皆さんが一年間自治基本条例について勉強していたようだが、私が 10 年以上前に著した本を参考にさせていただいた。ちょうどその頃に自治基本条例などが制定され始めている時期で、書いた頃は全国でも 10 ほどの自治体で現在の「自治基本条例」と言われる

ものの走りを策定している状況だった。自治基本条例とはいったい何なのかと疑問に思い、今後広がっていくのか、広げていくときにどんな考え方で運営していくのか、また、地域の市民活動を活発にする、地域の課題を解決するという仕組みを作るにはどのようにすれば良いかについて関心を持ち、これからの地域づくりの在り方を考えていく、そのための基本的なルールや考え方を探っていきたいということでこの本を書いた。



その後、自治会やコミュニティ分野に傾倒し、自治基本条例についてはそれほど詳しい調査等を行っていなかった。ところが昨年、自身が部長を務める硬式野球の試合のため埼玉県加須市に宿泊をしていたところ、NPO 連絡会の康さんと吉川市役所の中村さんが訪れ、私の本で自治基本条例について勉強会をしているとのことだった。勉強会にぜひ来ていただきたい、ついでにナマズ料理も賞味されてはいかがかということで12月に勉強会に参加させてもらった。そのような経緯で本日みなさんと意見交換することとなった。

本日は「身近な課題解決のための私たち市民ができること」ということで、自治基本条例と絡めて話を進めていきたい。3つのテーマで、①自治基本条例のおさらい、②身近な課題解決について自治基本条例をどう生かすか、③自治基本条例の策定の課題について1時間程度お話ししたいと思う。

■自治基本条例とは？

…「参加と協働は地域の実情に合わせて地域の皆さんが話し合っ

て決めるもの。このようなことに応えようとするツールの一つが自治基本条例という取り組みである。」

自治基本条例の策定は全国に広がりつつある。自治基本条例の広がり

の背景は何か？自治基本条例は何か？自治基本条例を作ることによって何が

変わるか？を順次紹介したい。

NPO 法人公共政策研究所によると平成25年1月末現在で自治基本条例を策定している自治体は全国256団体となっており、全国の地方自治体1,789団体の約14%の割合となっている。決して多くはないがそれでも1割を超えている。平成13年に北海道のニセコ町でまちづくり基本条例が先駆となり、2、3年は徐々に増え、その後急激に策定する自治体が増えていった。

埼玉県では平成15年の鳩山町を皮切りに18団体で策定されている。埼玉県の自治体数64団体の約28%の割合となっており、全国の策定率に比べ高い。現在北海道に次いで全国2

位となっており、自治基本条例先進県と言える。

このように全国に広がっている共通の背景は地方分権の流れがあり、2000年(平成12年)4月から地方分権一括法が施行され、それ以前と以後では地方自治体の考え方が大きく変わった。基本的には自己責任で地域課題を解決していく方法として条例を作るような時代となり、行政や議会の責任は一層重くなってきた。

また、行政は大きな限界を持っており、一つは予算が無いこと、もう一つは地域の課題が行政だけでは解決できないことばかりになってきている。市民や事業者や市民活動団体がみんな協力して行政と手を取って課題を解決していかなければならないというようなことが多々ある。防災や地域防犯などが良い例である。そのような流れが非常に顕著になってきて、市民参画や協働というのが重要なキーワードになっている。そのようなことでできるかできないかによって地域が住みよいか住みにくいかが分かれる。それに加え、介護保険など国が地方自治体に細かく指示を出すのは難しい状況がある。

このような2つの流れが合わさって、地域の課題解決のための基本ルールをどのように作っていくかが課題になっている。参加と協働は地域の実情に合わせて地域の皆さんが話し合っただけで決めるもので、他地域で上手くいっている方法が必ずしも地元で上手くいくとは限らない。このようなことに応えようとするツールの一つが自治基本条例という取り組みである。

例を挙げると平成21年に三郷市で策定している。三郷市の良い点はハンドブックを作成していて、かなりのボリュームがある。三郷市のホームページに掲載してあるので、ぜひ一度ご覧になってほしい。

こういった広がりを見せる自治基本条例をもう少し掘り下げると、その地域ならではの地域づくりの方針と基本的なルールを定めるものとなっている。自治基本条例は他条例の指針となるもので、位置づけの仕方に特徴がある。一つはピラミッド型で、頂点に立って他の条例の規範となるような位置づけの仕方がある。もう一つは個別の条例を横割りで調整して、総合調整しようとする考え方もある。どちらにせよ個別の条例と違って何らかの総合性や最高規範性を謳うところに特徴があり、「自治体の憲法」と位置づけされることもあるが、様々な物議を醸し出すことがある。日本国憲法や法律より「上」なのかという質問もあるが、必ずしもそういうことではなく、憲法92条に基づくものである。また、自治基本条例の位置づけだが、何らかの形で他の条例をけん引する、場合によっては優越に立つという考え方がある程度取らないと自治基本条例の性格がうまく出せない。このようなことでも議論があるが、法律でも基本法と個別法との間で



ある程度序列をつけるのは最高裁判所の判例でも容認されている。このことを自治体に当てはめれば、条例同士でも序列関係を付けるのは可能であると解釈できる。この位置づけの仕方についてはそれぞれの自治体の考え方が反映されるところとなっている。

■どうして、自治基本条例なのですか？

……「条例を制定するには必ず議会の議決が必要になる。また、条例というのは具体的に住民が条例の制定改廃請求ができる。直接住民参加が可能となり、重みが違ってくる。」



そこで自治基本条例を条例とすることが望ましいのか、市民憲章や総合計画があるのに条例化する必要があるかという議論がある。条例化することに特別な意義があり、条例を制定するには必ず議会の議決が必要になる。市長と議会の二元の市民代表が並立しチェックアンドバランスを行っているので、市長が策定する総合計画などとは違いある種の正当性があるので、条例制定と

いうのは最も有効になってくる。

また、条例というのは具体的に制度的な担保がされており、住民が条例の制定改廃請求ができるので、条例化することによって直接住民参加が可能となってくるの点でも違ってくる。

それから法的な効力が生まれ、条文に規定されたことは公約のレベルではなく実行しなければいけないという法的な拘束力が生まれる。

さらに、役所の職員に対し全庁的に取り組むということを促し、きちんと仕事をしてもらうという根拠になる。

そして最後に、条例化することにより、衆人環視の元で条例の効果、成果、課題、問題点を様々な角度で検証・評価が可能となってくる。草加市など早期に条例制定した自治体では、既に検証作業に入っており、次のステップに繋げている。

このような理由から条例化することに意義があるものとする。

■自治基本条例を作ると何が変わるのですか？

自治基本条例を作ると何が変わるのかというと、劇的には変わらない。例えば公共施設の開館時間など直接市民サービスに影響する、というような性格のものではない。また、即効性のものでなく、手間ひまかけて醸成させないと効果は見えにくい。

特徴をどのように活用するか、効果がある活用方法を合わせて考えていくことによって、

はじめて自治基本条例が生かされていくということになる。

■身近な課題解決のために自治基本条例をどう生かすか？

……「それ以上に大事なのは市民自身が抱えている課題は何か、その課題を解決するにはどんなことを条例に盛り込むか、ということが重要。市民に求められることは、条例に反映するような提案や提言。」

どんな視点で自治基本条例を作れば課題解決につながるか、自治基本条例を作るときに先進自治体の条例を参考にするのも場合によっては必要となってくる。それ以上に大事なのは市民自身が抱えている課題は何か、その課題を解決するにはどんなことを条例に盛り込むか、ということが極めて重要になってくる。市民に求められることは、条例に反映するような提案や提言などが必要。

例えば自治基本条例が全国に広がるきっかけの一つにコミュニティがある。都市部・農村部問わず、人々の繋がりが薄くなっており、昔は「遠くの親戚より近くの他人」とも言われていたが、近ごろは近所の方の顔さえ知らないような状況もある。

ところが災害が起きたりすると不安になり、ますます家に籠ったりすることになれば地域力はなくなり、課題解決から遠のいてしまう。そのために地域コミュニティをもう一度活性化するような取り組みをやらなくてはいけない。そのために自治会、民生児童委員、保護司、消防団、PTA等様々な活動を行っているが、横の連絡があまりなく、歯車が噛み合っていないようなことになっている。横の繋がりを持ち、情報共有し活動を助け合う仕組みができないかと考えたとき、今の仕組みの中では無い場合が多い。その仕組みをどのように作ればということだが、自治基本条例にそのようなことを行うよう記載しておくことで、そのことが法的効力を生み、その仕組みづくりを具体的な制度にして作っていくことが可能となってくる。

同じようにボランティアやNPOの支援策もそう。市民活動している方からは縦割り行政の話をよく聞くが、縦割り行政が必ずしも悪いものではなく、ある程度の専門性を持たせるには必要なこと。ただし調整されないと弊害が出るので、調整の仕組みが必要となってくる。まずは組織を組み立てワンストップサービス化することにより便利さが増すということはあるが、直ちに課題解決につながらないことが多い。基本的には行政全体を巻き込むには、縦割りの部署を総合調整して、知恵やノウハウや資源を



市民活動に上手く噛みあうようにしていかないといけない。そのための根拠を定めるのに自治基本条例がある。

今回基調講演をするということで、埼玉県内で自治基本条例を策定している 18 自治体のホームページを閲覧したが、最高規範性などを謳っている割にトップページの目立つところにリンクがあるのは少ない。このことを象徴するように情報の共有や発信には課題が多い状況である。

草加市では市民が委員会をつくって条例の検証報告書を作成している中に様々な課題が記載されている。例えば条例が機能しているか、機能させるためにはどうすれば良いかなどの記載がある。このような部分をみんなで掘り下げて、実際にどのように条例に反映するかを考えていくことで、はじめて自分たちの条例だといえるようになってくるのではないかな。

■自治基本条例策定の課題とは？

……「実効性のあるものにしていくには、行政の中の改革、市民活動の盛り上がり、そういうものと組み合わせ初めて条例が生きて行くものになっていく。」

自治基本条例の課題を考えていくときにはピラミッドの頂点や横串などの位置づけがあったが、自治基本条例というのは包括的な指針と基本的なルールを定めたもの。核になっていて、その周りに行政の体質改善する取り組み、さらに外側に市民自治や参加・協働を活性化する仕組みがあるような、言わばロールケーキのような繋がりがあって初めて自治基本条例が生きてくる。自治基本条例が頂点だからと言って「天空に浮かぶ城」のように、支えのない仕組みのないところに自治基本条例を策定してもさほど意味はない。そこを実効性のあるものにしていくには、こういった行政の中の改革、市民活動の盛り上がり、そういうものと組み合わせ初めて条例が生きて行くものになっていくのではないかな。



身近な課題解決のために 私たち市民が出来る事 ～自治基本条例のあり方を通じて考える～

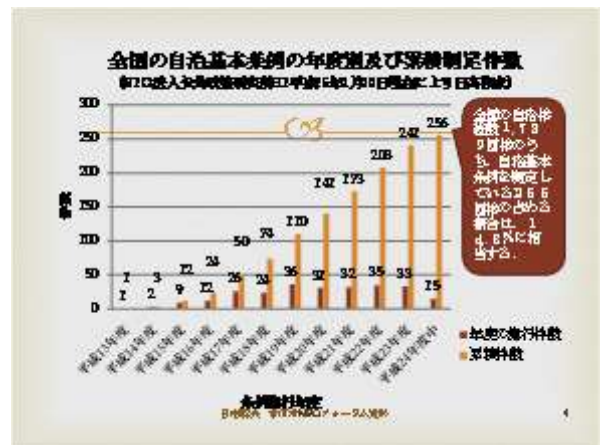
NPOフォーラム『第6回よしかわ市民広場』
2013年2月9日 基調講演スライド
山梨学院大学法学部教授 日高昭夫

話の流れ

- ① 自治基本条例とは？
- ② 身近な課題解決のために自治基本条例をどう生かすか？
- ③ 自治基本条例策定の課題とは？

自治基本条例とは？

- i. いま、自治基本条例づくりが全国に広がりつつあります。実は、埼玉県は自治基本条例先進県です。
- ii. 全国の自治体に広がる理由は何でしょうか？
- iii. そもそも自治基本条例って何ですか？
- iv. 自治基本条例をつくらせると何がかわるのですか？



埼玉県内の自治基本条例施行状況

施行年度	自治体
平成15年度	鴻巣市
平成16年度	富士見市、草加市
平成17年度	鴻巣市
平成18年度	新城市
平成19年度	熊谷市、鴻巣市
平成20年度	鴻巣市
平成21年度	川口市、熊谷市、三郷市
平成22年度	春日部市、羽生市、北本市
平成23年度	八潮市、所沢市、白岡市
平成24年度中	久喜市
合計	18市町

埼玉県は、自治基本条例先進県？！
埼玉県内の自治体総数は県も入れて44団体。自治基本条例を制定している18団体の占める割合は40.9%で、全国平均の2倍に上る。



三城市自治基本条例ってなに？

自治基本条例は、みさどに暮らし活動する私たちが、ともに協力してまちづくりを進めるためのルールです。

三城市自治基本条例

- 三城市のまちづくりの方向性を定めること
- 三城市の行政の運営に関する事項を定めること
- 三城市のまちづくりの推進に関する事項を定めること

自治基本条例の位置付け

自治基本条例

まちづくりの方向性

行政の運営

まちづくりの推進

平成22年10月1日から施行された三城市自治基本条例の事柄です。『三城市自治基本条例ハンドブック』（三城市自治基本条例制定資料、平成22年12月）より。

目録 自治基本条例の位置付け

自治基本条例とは、自治体の自治（その地域ならではのまちづくり）の方向と基本的なルールを定める条例のことです。法の条例や議会の採決とするため、自治体法律系上の「最高規範」として「自治体の憲法」などと位置づけられることもあります。

ビタミッド型の構成

自治基本条例

自治基本条例

自治基本条例

換骨型（条例型）の構成

自治基本条例

自治基本条例

自治基本条例

Q 「自治基本条例」って、自治体憲法を意味する「自」ってことですか？
 A 自治体憲法は「地方自治の本質」に由来し、その内容の他種に優先するものであることとされています。

Q 自治基本条例の中で「最高規範」として位置づけられることと自治体の憲法とは関係が？
 A 自治基本条例は自治体の最高規範として位置づけられることと、自治体の憲法とは関係が？自治基本条例は自治体の最高規範として位置づけられることと、自治体の憲法とは関係が？自治基本条例は自治体の最高規範として位置づけられることと、自治体の憲法とは関係が？

どうして、自治基本条例なのですか？

Q なぜ、「自治基本条例」条例か？
 A 国には国のかたちを示す憲法がありますが、自治体にはわたしたちのまちのあり方（自治）を示す基本ルールがありません。地方分権時代には、それぞれの自治体のかたちを示す「最高規範」があつてしかるべきでしょう。

Q なぜ、自治基本「条例」か？
 A 市民参画や総合計画のように、自治体のビジョンや将来構想、総合的な施策の方向を示すものがあるのに、なぜ「条例」まで必要か？という意見があります。尤もな意見ですが、「条例」には特別な意義があります。①議会の議決が必要です。②条例制定や改定などの市民の直接請求制度の対象となります。③法的効力が生まれます。④金銭的な負担を軽減します。⑤市民参画の下で多面的な検証・評価が行えます。

目録 自治基本条例の位置付け

自治基本条例をつくらると何がかわるのですか？

自治基本条例をかけた、百利無一害と聞く。その心は、使わなければだの縛り。

Q 公共施設の設置管理（設管）条例のように、直接市民サービスに影響があるわけではありません。
 Q 他人任せではなく、自分たちで長い時間と手間をかけて「熟成」させていかなければ効果は現れにくいものです。
 Q 要は、その特徴を生かした「活用法」を工夫することです。

目録 自治基本条例の位置付け

身近な課題解決のために自治基本条例をどう生かすか？

どのような視点で自治基本条例を策定すれば、身近な課題解決につながるだろうか？

目録 自治基本条例の位置付け

わたしたち市民に求められること：積極的な提案・提言

自治基本条例の策定（目的）	自治基本条例の活用（したい内容）
地域コミュニティの活性化	コミュニティの仕組みや支援策
ボランティア・NPOの活性化	NPO支援策
自治体行政の改善の推進	透明性・信頼性・組織再編、総合職制度
情報共有・情報発信	情報の発信や共有の方法の改善、PR
参加・協働の推進	参加・協働推進の仕組みや策

インフォメーション：埼玉県内では早くから自治基本条例を制定した草加市は、その提案作業は市民目録で行い、平成24年12月27日付で草加市市民なでまちづくり自治基本条例市民提案委員会による『自治基本条例市民提案報告書』を公表しています。その中には、これから自治基本条例を制定し、それを効果的に活用する上でも参考になるヒントが含まれています。

目録 自治基本条例の位置付け

自治基本条例策定の課題とは？
 自治基本条例を「天竺に浮かぶ城」としないために

市民の自治・参加・協働の活性化

- 地域コミュニティ
- ボランティア・NPO

行政の体質改善プログラム

- 行政システム改革
- 職員の意識改革

自治基本条例

- 包括的協定
- 基本ルール

目録 自治基本条例の位置付け

ご清聴ありがとうございました

おかげさまで

目録 自治基本条例の位置付け

第 6 回 NPO フォーラムアンケート集計(22 枚)

よしかわ NPO 連絡会

① 本日の NPO フォーラムをどこでお知りになりましたか？

広報よしかわ() ポスターちらし(1) 参加団体から(8) 知人から(11)
その他(政策室からの案内)

② 本日の基調講演『身近な課題のために私たち市民が出来ること』・学習会報告・ディスカッションのご感想を自治基本条例に対するご意見も含めお聞かせ下さい。

- 1 「自治基本条例」のことが先生のお話で理解することができました。わかりやすかったです
- 2 市内に広く知らせる第一弾だったのでしょうか。各人の課題からこそ、この条例の必要性が確認され、生かされるようになるのでしょうか・・・。
- 3 条例制定のメリットを明確にすべきと強く思いました。市全体、市民一人一人に周知する仕組み作りが貴重かと。
- 4 このような活動をされている事、初めてしりました。もっと PR していただきたい。
- 5 具体的な例が最後に八潮市のことが出ましたが、そういうことをもっと知りたかった。
- 6 今日初めての参加で良く理解出来ず、今後も参加して勉強していきたい。
- 7 「自治基本条例」について少しではあるが分かった。
- 8 参考になった。
- 9 基調講演はとても判りやすく、参考になりました。共感することも多いです。
- 10 基本条例は必要だと感じました。策定をするためにはどうすれば良いのでしょうか。
- 11 本日はありがとうございました。だんだん地方分権、地方自治にシフトしている状況でどうしていくべきか慎重になって動けないような印象を受けました。まず、行動するにして財政難であることが重しになっており、難しい問題だなと感じております。
- 12 ディスカッションの方向性が決められていなかったもので、何を発言したものか悩んで発言できませんでした。
- 13 日高講師の講演は大変に分かりやすく、これからの市民の取り組みに身近なものとして理解した。
- 14 フォーラム、勉強会の成果を感じ取れました。
- 15 50 名近くの参加者がいた事が何よりの第一歩にあるのでは。
- 16 報告書を見て、細かな点まで話し合った事が伺えました。
- 17 事前学習会に参加していないので突然の事ゆえ、難しい内容でした。

③ 本日はパネル展示を行っていましたが、興味がある活動分野・団体等がありましたか。

- 1 水泳大会(2)
- 2 NPO ネットよしかわ(2)
- 3 NPO おひさま園が抱えてる(存続・発展)課題を市民にほんんど伝わっていない。

④ 貴方が普段されている活動についてお聞かせください。

- 1 自治会活動(6)
- 2 防犯パトロール(1)
- 3 環境・資源(4)
- 5 子育て支援(1)
- 6 NPO
- 7 スポーツ

⑤ ・よしかわ NPO 連絡会を知っていましたか？

知っていた(9) 知らなかった(7)

・よしかわ NPO 連絡会は月に1度定例会議を行っています。参加したいと思っておりますか？

参加したい(1) 参加したくない(3) その他(7)・時間が取れたら

・講演会等の学習会であれば

⑥ 市民参加や市民と行政の協働について、ご意見がありましたらお聞かせください。

- 1 協働はイメージではイベントの場で活用されているように感じております。協働にも向き不向きがあるような気がします。何に向いているの考えながら、無理矢理実践して実績を残すのではない、有効的な協働としていけたらと思います。
- 2 自治会と住民の感情的な温度差がある。なかなか考え方が伝わらない。
- 3 基本的に住民の為に、吉川の為に行動することは素晴らしいと思います。
- 4 意見が出るほどの知識がないので勉強していきます。
- 5 行政を含め、関係団体等から情報発信が少ない。良い制度だが、活かされていない。
- 6 絵に描いたもちにならないで欲しい。市民の声が届く内容であって欲しい。
- 7 まだまだ知らない事だったので理解しにくい話でしたが、市民作りには大切な事だと思いました。

⑦ よしかわ NPO 連絡会が、現在、月1回、自治基本条例についての学習会を行っています。

連絡会に加入する、市内にかかわらず、一緒に学習する仲間を募集中です。

興味を持たれた方、ぜひ、ご参加ください

・「自治基本条例」の学習会に 参加したい(2) 参加したくない(5)

⑧ ご連絡先をお願いします。

6名の記載、内⑦の参加したいが2名

● 参加者	51名
自治会関係者	9名
議員	3名
メンバー	15名
他	24名